

建設水道委員会記録

○開催日時

平成30年3月8日 午前9時57分～午後2時56分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（6人）

委員長	福元光一	委員	宮里兼実
副委員長	森永靖子	委員	川添公貴
委員	大田黒博	委員	成川幸太郎

○その他の議員

委員 石野田 浩

○説明のための出席者

建設部長	泊正人	水道局長	新屋義文
建設政策課長	須田徳二	水道管理課長	草留隆志
建設整備課長	吉川正紀	水道工務課長	四元新一
建設維持課長	内田俊彦	下水道課長	徳重勝美
都市計画課長	伊東理博		
区画整理課長	川畑稔		
入来区画整理推進室長	引地明吉	総務部長	田代健一
建築住宅課長	福島和朗		

○事務局職員

議事調査課長 砂岳隆一 議事グループ員 藤井朋子

○審査事件等

審　　查　　事　　件　　等	所　管　課
議案第 58 号 平成 29 年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算 議案第 59 号 平成 29 年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算 議案第 66 号 平成 29 年度薩摩川内市水道事業会計補正予算 議案第 57 号 平成 29 年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第 40 号 平成 30 年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計予算 議案第 41 号 平成 30 年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算 議案第 53 号 平成 30 年度薩摩川内市水道事業会計予算 議案第 39 号 平成 30 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	水道管理課 水道工務課
議案第 60 号 平成 29 年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算 議案第 57 号 平成 29 年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第 42 号 平成 30 年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計予算 議案第 43 号 平成 30 年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計予算 議案第 44 号 平成 30 年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計予算 議案第 45 号 平成 30 年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算 議案第 39 号 平成 30 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	下水道課
議案第 57 号 平成 29 年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第 39 号 平成 30 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	建設政策課
議案第 35 号 薩摩川内市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 57 号 平成 29 年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第 39 号 平成 30 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	建設整備課
議案第 57 号 平成 29 年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第 39 号 平成 30 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	建設維持課
議案第 36 号 川内駅西口駐車場等の指定管理者の指定について 議案第 57 号 平成 29 年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第 39 号 平成 30 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	都市計画課
議案第 61 号 平成 29 年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算 議案第 62 号 平成 29 年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補正予算 議案第 57 号 平成 29 年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第 46 号 平成 30 年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計予算 議案第 47 号 平成 30 年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計予算 議案第 39 号 平成 30 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	区画整理課
議案第 63 号 平成 29 年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算 議案第 57 号 平成 29 年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第 48 号 平成 30 年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計予算 議案第 39 号 平成 30 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	入来区画整理推進室
議案第 37 号 薩摩川内市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 38 号 薩摩川内市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 57 号 平成 29 年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第 39 号 平成 30 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	建築住宅課

△開　会

○委員長（福元光一） それでは、ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思います。

また、本日は、おおむね建設維持課まで審査を進めることにしたいと思いますが、進捗状況によつては、残りの箇所の審査を進めたいと思います。ついては、そのように審査を進めることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一） 御異議なしと認めます。よつて、そのように審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において隨時許可します。

△水道管理課及び水道工務課の審査

○委員長（福元光一） それでは、水道管理課及び水道工務課の審査に入ります。

△議案第58号 平成29年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算

○委員長（福元光一） まず、議案第58号平成29年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道工務課長（四元新一） それでは、予算に関する説明書（第7回補正）の62ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目一般管理費27万8,000円の増額は、国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴う本市の給与に関する条例等の一部改正にあわせて、職員6人分の人事費を補正するものでございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、61ページをごらんください。

6款1項1目一般会計繰入金27万8,000円の増額は、歳出補正に伴う一般会計からの繰入金による財源調整でございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明が

ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一） 討論はないと認めます。これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めるに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一） 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第59号 平成29年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算

○委員長（福元光一） 次に、議案第59号平成29年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道工務課長（四元新一） それでは、同じく72ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目一般管理費5万5,000円の増額は、国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴う本市の給与に関する条例等の一部改正にあわせて、職員一人分の人事費を補正するものでございます。

続きまして、歳入について説明いたします。

71ページをごらんください。

3款1項1目一般会計繰入金5万5,000円の増額は、歳出補正に伴う一般会計からの繰入金による財源調整でございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めるに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第66号 平成29年度薩摩川内市
水道事業会計補正予算

○委員長（福元光一）次に、議案第66号平成29年度薩摩川内市水道事業会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）議案第66号平成29年度薩摩川内市水道事業会計補正予算について説明いたします。

別冊となっております薩摩川内市水道事業会計予算書予算に関する説明書（第3回補正）の11ページをお開きください。

今回の補正是、国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、これに準じて職員の給与改定経費を補正するもので、1款1項2目配水及び給水費で、職員13人分の給料、手当、法定福利費、合計59万1,000円の増額補正、4目総係費で、職員10人の給料、手当、法定福利費、合計51万7,000円の増額補正であります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。
これより討論、採決を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めるに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第57号 平成29年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（福元光一）次に、議案第57号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道工務課長（四元新一）それでは、水道工務課の補正予算について説明いたしますので、予算に関する説明書（第7回補正）の29ページをお開きください。

4款3項1目水道費33万3,000円の増額は、右側説明欄のとおり、簡易水道事業特別会計及び温泉給湯事業特別会計への繰出金の調整でございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。
ここで、議案第57号にかかる審査を一時中止します。

△平成30年度予算の概要説明

○委員長（福元光一）次に、平成30年度予算の審査を行います。

まず、予算の概要について局長に説明を求めます。

○水道局長（新屋義文）それでは、水道管理課及び水道工務課所管の予算概要について御説明いたします。

両課が所管いたします予算は、一般会計のほか特別会計として簡易水道事業及び温泉給湯事業の2会計、公営企業会計としまして、水道事業会計がございます。

平成30年度の予算の特色としましては、まず、簡易水道事業におきまして、平成29年度に引き続き平成32年度からの公営企業会計適用のための資産台帳整理やシステム改修のための委託料等を措置しております。

そのほかにつきましては、桜色の当初予算概要

を御準備いただきまして、後ろから2枚めくつていただきまして、127ページをお開きいただきたいと思います。

まず、一般会計では、水道管理課におきまして、家庭用飲用井戸等整備支援事業を新たに行うこととし、水道事業等の未給水地域において飲料水等を確保するための井戸設置に伴うボーリング工事等の経費に対して補助することとしたところでございます。

その下、水道工務課の簡易水道事業では、新たに長浜及び芦浜地区において老朽管の布設替え工事を開始することといたしました。

なお、もう一つの特別会計でございます温泉給湯事業では、樋脇、入来、祁答院地域におきまして配湯管の布設替え工事を行いながら、安定的な温泉の給湯に努めてまいります。

次に、水道事業についてでございますが、別冊の黄色の資料でございます。平成30年度水道局当初予算資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

建設改良費7億5,000万円を措置させていただき、水道施設の耐震対策及び老朽管布設替え等を計画的に実施していくこととしておりまして、これまで同様、安全で安心して飲める水を安定的に供給することを使命に、経営の効率化を図りながら施設の更新及び維持管理を万全に行ってまいります。

私からの説明は以上でございます。予算の詳細につきましては、各課長が説明いたしますので、よろしくお願ひをいたします。

△議案第40号 平成30年度薩摩川内市
簡易水道事業特別会計予算

○委員長（福元光一） それでは、議案第40号平成30年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志） それでは、予算調書で説明いたしますので、予算調書の277ページをお開きください。

議案第40号平成30年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計予算について、水道管理課分の概要を説明いたします。

歳出から説明いたします。

1款1項1目一般管理費の水道管理課分は、事項、一般管理費の1,034万8,000円で、上甑島・下甑島簡易水道の業務営業に要する経費であります。

主なものについて、右側に記載しておりますが、検針業務委託、消費税を計上しております。

続きまして、下段の表、3款1項1目元金、事項、長期債償還元金7,909万2,000円を計上しております。

278ページをお開きください。

2目利子、事項、長期債償還利子1,497万8,000円を計上しております。

次の5款1項1目予備費、事項、予備費として100万円を計上しております。

以上が、水道管理課分の歳出であります。

引き続き、水道工務課分について水道工務課長が説明いたします。

○水道工務課長（四元新一） それでは、水道工務課分の歳出について説明いたしますので、予算調書の279ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費1億2,745万2,000円は、上甑島及び下甑島簡易水道施設の維持管理等に係る経費であります。

経費の主なものは、下甑の水道業務作業嘱託員一人と職員6人分の人工費のほか、水道法に基づく毎日検査に伴う休日水質検査業務や、各施設の点検及び電気設備保安管理業務並びに草刈・清掃業務等の委託料、上甑地域の浦内浄水場自家発電機取替工事に伴う工事請負費でございます。

そのほか、水質検査手数料や施設管理に必要な光熱水費、漏水等に対応するための修繕料も計上しているところでございます。

次に、2款1項1目上甑島簡易水道建設事業費20万円は、上甑島簡易水道の施設整備に係る経費で、平成30年度に里及び小島地区において、特定離島ふるさとおこし推進事業を活用した老朽管の布設替えを計画しており、その事前調査に要する経費でございます。

次に、280ページをごらんください。

2款1項1目下甑島簡易水道建設事業費8,760万円は、下甑島簡易水道の施設整備に係る経費で、平成30年度から下水道整備にあわせて計画しております長浜地区と芦浜地区の配水管布設替えに伴う実施設計業務委託と鹿島地区で

実施中の配水管布設替え及び長浜地区、芦浜地区で着手する配水管布設替え等の工事請負費が主なものでございます。

以上で、水道工務課分の歳出の説明を終わります。

引き続き、歳入について水道管理課長が説明いたします。

○水道管理課長（草留隆志）歳入について説明いたします。前に戻っていただきまして、予算調書の275ページをお開きください。

1款1項1目水道使用料1億279万8,000円は、上甑島・下甑島簡易水道の給水使用料等であります。

6款1項1目一般会計繰入金1億3,275万8,000円は、一般会計からの財政援助分であります。

7款1項1目繰越金1,000万円は、前年度繰越金の見込み額を計上いたしました。

9款1項1目簡易水道事業債3,080万円は、下甑島簡易水道建設事業に係る市債であります。

276ページをお開きください。

3款1項1目簡易水道事業補助金3,185万円は、下甑島簡易水道建設事業に係る国庫補助金であります。

8款2項1目雑入1,137万5,000円は、下甑島簡易水道建設事業に係る移転補償費等であります。

続きまして、地方債について説明しますので、別冊の各会計予算書予算に関する説明書の163ページをお開きください。

第2表、地方債につきましては、簡易水道事業の建設事業に係る地方債の限度額を3,080万円とするものであり、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表に記載のとおりであります。

以上で、議案第40号平成30年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計予算の説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第41号 平成30年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算

○委員長（福元光一）次に、議案第41号平成30年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）それでは、予算調書の283ページをお開きください。

議案第41号平成30年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算の水道管理課分について概要を説明いたします。

歳出から説明いたします。1款1項1目一般管理費の水道管理課分は、事項、温泉管理費の499万2,000円であります。

経費の主なものは、水道局お客さまセンターに係る委託料等を計上しております。

次の5款1項1目予備費、事項、予備費として100万円を計上しております。

以上が、水道管理課分の歳出であります。

引き続き、水道工務課分について水道工務課長が説明いたします。

○水道工務課長（四元新一）それでは、同じく予算調書の284ページをお開きください。

1款1項1目温泉管理費3,939万8,000円は、樋脇・入来・祁答院地域の温泉給湯事業の施設の維持管理に係る経費でございます。

経費の主なものは、職員一人分の人件費のほか、施設の除草業務や紫外線装置の保守・点検業務等の委託料、市比野地区配湯管の老朽管更新に伴う工事請負費でございます。

そのほか、施設管理に必要な光熱水費や、漏湯・ポンプ入れかえ等に対応するための施設修繕料をも計上しているところでございます。

以上で、水道工務課分の歳出の説明を終わります。

引き続き、歳入について水道管理課長が説明いたします。

○水道管理課長（草留隆志）引き続き歳入の説明をしますので、前に戻っていただきまして、予算調書の281ページをお開きください。

1款1項2目分湯使用料は、樋脇、入来、祁答院の3地域分で3,210万6,000円を計上しました。

3款1項1目一般会計繰入金1,209万8,000円は、一般会計からの財政援助分であります。

4款1項1目繰越金100万円は、前年度繰越金の見込み額を計上しました。

以上で、議案第41号平成30年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算の説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めるに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第53号 平成30年度薩摩川内市水道事業会計予算

○委員長（福元光一）次に、議案第53号平成30年度薩摩川内市水道事業会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）それでは、別冊となっております水道事業会計予算書の4ページをお開きください。

議案第53号平成30年度薩摩川内市水道事業

会計予算について、概要を説明いたします。

さきの本会議で局長が説明した部分は省略させていただき、予算の内容について主なものを説明いたします。

収益的収入及び支出のうち収入では、水道事業収益を18億8,474万5,000円とし、水道料金・給水負担金等営業収益と一般会計補助金、長期前受金戻入、資本費繰入収益等営業外収益を計上しております。

5ページをお開きください。支出になります。

1款水道事業費用で15億9,125万5,000円計上し、内訳としまして1項営業費用として、1目原水及び浄水費に、浄水場、各水源地に係る維持管理費を、以下配水及び給水費に配水管や給水管の維持管理費を、総係費にその他の管理経費全般を、最後に減価償却費、資産減耗費等計上しております。

2項営業外費用として、支払利息等を計上し、3項特別損失として過年度水道料金等還付金、最後に予備費を計上しております。

以上、収入合計18億8,474万5,000円支出合計15億9,125万5,000円であります。

続きまして、6ページをごらんください。投資的経費の資本的収入及び支出について説明いたします。

まず、収入ですが、企業債、工事負担金を計上し、収入合計3億7,346万円であります。

支出におきまして、1款資本的支出、1項建設改良費では、1目改良費に水道施設に係る新設・改良費を、2目メーター費に新設水道メーター購入費を、3目固定資産購入費にポンプ購入費等を計上しております。

2項企業債償還金として4億1,576万3,000円計上しております。

以上、支出合計12億2,244万1,000円となります。支出に対し収入が不足する額8億4,898万1,000円については、前のページ2ページになりますが、予算第4条に定めた減債積立金、過年度及び当年度分損益勘定留保資金等の財源で補填するものであります。

7ページをお開きください。

キャッシュ・フロー計算書であります。

1、業務活動によるキャッシュ・フローは、

収益的収入及び支出に係る現金の収支、2、投資活動、3、財務活動によるキャッシュ・フローは、資本的収入及び支出に係る現金の収支であります。1年間の現金の収支として8億6,886万8,000円の現金残高になる予定としております。

8ページから12ページまでは、職員給与費の明細書であります。

13ページをお開きください。

継続費に関する調書で、アセットマネジメント計画策定業務委託に係る年割額と財源内訳等であります。

14ページをごらんください。

債務負担行為に関する調書で、丸山浄水場運転管理等業務委託、水道事業窓口等関連業務委託の限度額等を記載しております。

15ページをお開きください。

18ページまでが平成30年度の予定貸借対照表、19ページから24ページが平成29年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表、25ページから26ページが注記項目、27ページから33ページが参考資料となっております。

なお、予定貸借対照表の固定資産につきましては、21ページの平成29年度予定貸借対照表が、当初の期首現在高となり、これに、30ページ下段の水道事業費用の5目減価償却費、備考欄の資産の種類ごとの減価償却費及び31ページの6目資産減耗費、33ページの資本的支出の建設改良費の予算を反映したものが15ページの平成30年度予定貸借対照表の固定資産の現在高であります。

以上で、水道管理課分の説明を終わります。

引き続き、改良工事の内容について、水道工務課長が説明いたします。

○水道工務課長（四元新一） それでは、水道事業の改良事業について説明いたしますので、別冊となっております黄色の表紙の平成30年度水道局当初予算資料の1ページをお開きください。

委員の皆様も御承知のとおり、平成28年度から水道施設事業計画に基づきまして、年間7億5,000万円の事業費を投じて施設の計画的な更新や基幹施設の耐震化等を図っており、平成30年度も引き続き、資料に記載のとおりの計画で実施する予定としているところでございます。

それでは、平成30年度の事業内容について地域別に説明いたします。

上からです。まず、川内地域からですが、水引加圧施設実施設計業務委託は、連絡管により丸山浄水場から水引地区に配水する整備計画の一環で、水圧不足等が想定される地区への加圧施設を計画するもの。

導水管布設替え工事は、青山水源導水管外2路線の基幹管路820メートルを耐震管に布設替えするもの。

配水管布設替え工事は、県道荒川川内線外1路線の老朽管745メートルを布設替えするもの。

配水管布設工事は、宅地開発が進む平佐地区の農道奥之園2号線に配水管を160メートル布設するもの。

施設整備工事は、丸山浄水場及び永利水源地の老朽化した電気設備等の設備更新を行うもの。

次に、樋脇地域でございますが、送・配水管布設替え工事は、中央配水池送・配水管1,200メートルを耐震管に布設替えするもの。

配水管布設替え工事（老朽管）は、市道金具尻牟礼線外3路線の老朽管及び漏水多発路線1,480メートルを布設替えするもの。

配水管布設工事は、（旧）上手簡易水道と宇都配水池系を結ぶ連絡管を整備するもの。

遠方監視設備工事は、樋脇地域の遠方監視システムが導入後10年以上を経過しているため機器とシステムの更新を行うもの。

次に、入来地域でございます。

配水管布設替え工事は、国道328号線外2路線の老朽管930メートルを布設替えするもの。

次に、東郷地域でございますが、施設整備工事は、藤川の戸屋川浄水場廃止に向けた施設整備の一環で、代替水源としての地下水を求めてボーリング工事を実施するもの。

配水管布設替え工事は、市道城内宍野線外2路線の老朽管580メートルを布設替えするもの。

配水管布設工事は、市道川口司野線に連絡管として2カ所の道路横断管を新たに布設するもの。

次に、祁答院地域でございますが、秋上第2配水池築造工事は、上手地区の安定給水を図るための施設整備。

配水管布設替え工事は、市道馬頃尾竹下線外2路線の老朽管1,110メートルを布設替えす

るもの。

配水管布設工事は、新たな黒木浦及び中武地下水源からそれぞれの浄水場まで導水管を整備するもの。

施設整備工事は、新たな地下水水源に対応するため黒木浦及び中武浄水場の配電盤の改修を行うもの。

次に、全地域に関連したものといたしまして、アセットマネジメント計画策定業務委託は、中長期的な視点に立って更新需要や財政収支見込み等を検討し、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に管理運営するための計画を策定するもので、本年度から2カ年の継続費を設定いたしまして現在実施中でございますが、平成30年度は最終的な取りまとめを行い計画を策定する予定としているところでございます。

以上が、各地域別の計画でございますが、このほか、それぞれ区画整理や道路工事等に対応するための負担金工事と、あと材料支出工事を、これまでの実績等により見込みで計画しているところでございます。

なお、この計画につきましては、現時点での計画であり、さまざまな事情により変更する場合があることを御理解ください。

以上で、水道事業の改良事業内訳について説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めるに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第39号 平成30年度薩摩川内市

一般会計予算

○委員長（福元光一）次に、議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）予算調書の266ページをお開きください。

議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算のうち、水道管理課分について説明いたします。

4款3項1目水道費、事項、簡易水道事業費1億3,275万8,000円は、簡易水道事業会計への繰出金であります。

同じく、下段の表、事項、温泉給湯事業費で、同会計への繰出金1,209万8,000円であります。

267ページをごらんください。

4款3項1目水道費、事項、飲用井戸等整備支援事業費150万円は、ボーリング工事等の家庭用飲用井戸の整備に対して補助するものでございます。補助率は3分の1で、補助限度額は30万円です。陽成地区など水道の計画給水区域外を補助対象地域とします。

同じく、下段の表、13款2項1目公営企業費、事項、水道事業費5,207万3,000円を計上しています。

経費の内容は、水道事業会計への水道事業会計負担金は、消火栓維持経費等、水道事業会計補助金は、簡易水道統合に係る償還利子分、水道事業会計出資金は、簡易水道統合に係る償還元金のそれぞれ交付税算定見込額を計上したものでございます。

以上で、議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算のうち、水道管理課分の説明を終わります。

○水道工務課長（四元新一）それでは、水道工務課分の歳出について説明いたしますので、予算調書の268ページをお開きください。

2款1項5目財産一般管理費44万5,000円は、旧工業用水施設及び下之湯がある旧総合休養会館の維持管理等に係る経費で、施設内の草刈業務や建物屋上の雨漏り修繕等が主な経費でございます。

次に、歳入について説明いたしますので、前に

返っていただき 78 ページをお開きください。

17 款 1 項 1 目財産貸付収入、予算額 6,000 円は、管理施設内にある電柱等の貸付料でございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（大田黒 博）267 ページのこのボーリングの家庭用飲料の 3 分の 1 の補助、宮里委員が一般質問されて、陽成を含めて祁答院も少しはあるんじゃないかなと思うんですが、現在これを使われるところがありますか。どうなんでしょうね。この市の水道がいっていないところが、このボーリング等の補助金を使ったりするところは予定としてはあるんでしょうか。

○水道管理課長（草留隆志）現在、申し込みがあるとかというのは聞いておりません。平成 30 年度からの新規予算措置でございますので、これからボーリングをされるという方がいれば補助していきますので、現在の段階でどこの地区にボーリングをされるというような予定とかは、今のところ把握していないところです。

○委員（大田黒 博）どれだけ把握されているのか。こういう事業が始まるんだったら、やっぱり周知徹底して、こういうのがありますよというのをして、水道、こういう一般質問等で出たのをクリアするためには、そういう周知徹底も必要じゃないかなと思うんですが、どうなんでしょうか。

○水道管理課長（草留隆志）今回の補助金につきましては、新規補助金ですので、今回の予算が確定したというか、議会で議決されてから広報紙、ホームページ等で広報したいというふうに考えているところでございます。

○委員長（福元光一）次に、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

ここで、議案第 39 号にかかる審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を

行います。

当局に説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）それでは、所管事務について報告いたしますので、平成 30 年 3 月議会建設水道委員会資料の 1 ページをお開きください。

簡易水道事業及び下水道事業の地方公営企業法適用方針について説明いたします。

平成 27 年 1 月に、国から簡易水道事業、下水道事業について、地方公営企業法の全部または一部を適用することが要請されました。現在の取り組み状況について報告いたします。

法適用方針の対象事業として、重点事業である簡易水道事業と下水道事業は、一般会計及び特別会計の 5 事業のうち、重点事業である公共下水道事業と農業集落排水事業、漁業集落排水事業を公営企業会計に移行いたします。

2、会計形態について、簡易水道事業は、水道事業と統合すると国県補助事業の対象とならなくなり、また、普通交付税の基準財政需要額に簡易水道の給水人口が算入されなくなるなどの影響があることを考慮して、水道事業と統合しないで、簡易水道事業単独の公営企業会計とします。

下水道事業の会計形態につきましては、公共下水道事業と農業集落排水事業、漁業集落排水事業の 3 特別会計を一つの公営企業会計とし、地方公営企業法施行規則第 40 条第 2 項の規定に基づく報告セグメントを設け、区分は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の四つの事業単位とします。

法適用の範囲については、水道事業は、財務規定、組織体制、職員の身分の全てが地方公営企業法の適用となっている全部適用ですが、簡易水道事業と下水道事業は、組織体制と職員の身分は、従来と変わらない市長部局とし、財務規定のみを適用する一部適用とします。

一部適用にする理由としまして、甑島各支所の職員は、水道局に係る業務以外に建設部や農林水産部などの業務を所掌していることから、企業職員としないで市長部局の職員に統一することとします。

また、一部適用でも全部適用であっても、財務規定は、どちらも企業会計方式の複式簿記となり、経営状況、財務状況を明確にする財務諸表を作成

することになり、これらを活用した経営分析が可能であることから、一部適用とするものです。

地方公営企業法の適用は、平成32年4月を予定しています。

地方公営企業法適用の概要イメージは、下段の図のとおりであります。また、裏面には、地方公営企業法の全部適用と一部適用の違いについて資料を添付してありますので御参照ください。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。
以上で、水道管理課及び水道工務課を終わります。

△下水道課の審査

○委員長（福元光一）次は、下水道課の審査に入ります。

△議案第60号 平成29年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算

○委員長（福元光一）それでは、議案第60号平成29年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、議案第60号平成29年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算について説明いたします。

予算に関する説明書の第7回補正の82ページをお開きください。

まず、歳出について説明いたします。

2款1項1目施設整備費の事項、公共下水道整備費において、国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴う本市職員の給与に関する条例等の一部改正にあわせて一般職員一人分の職員給与費等5万4,000円を増額するものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、前のページ、81ページをごらんください。

4款1項1目一般会計繰入金5万4,000円は、歳出補正にあわせて一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。
これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めるごとに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第57号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一）次に、審査を一時中止してありました議案第57号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）議案第57号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、下水道課分に係る歳出について説明いたしますので、予算に関する説明書（第7回補正）の39ページをお開きください。

8款5項4目下水道費の事項、下水道管理費において、国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴う本市職員の給与に関する条例等の一部改正にあわせて、一般職員9人分の職員給与費等47万5,000円を増額し、事項、公共下水道費において、公共下水道事業特別会計繰出金を5万4,000円増額するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）ここで議案第57号にかかる審査を一時中止します。

△平成30年度予算の概要説明

○委員長（福元光一）次に、平成30年度予算の審査を行います。

まず、予算の概要について局長に説明を求めます。

○水道局長（新屋義文）それでは、下水道課の所管する予算の概要について御説明させていただきます。

下水道課では、一般会計のほか四つの下水道に係る特別会計を所管し、平成30年度におきましても先ほどの簡易水道事業と同様、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の3事業について固定資産の台帳の整備及び企業会計システムの構築のための委託料を措置させていただいております。

それでは、当初予算概要の128ページをお開きいただきたいと思います。

一番上でございますが、一般会計の下水道事業においては、平成29年度から3年間の生活排水処理対策強化期間の取り組みとして、公共下水道等接続補助事業に取り組みますとともに、中段にありますとおり、公共下水道事業では、川内処理区の宮里浄化センターにおきますポンプ棟及び水処理施設の整備、平佐第二地区の污水管路の整備に加えまして、その下の欄、下巻の長浜地区においては、終末処理場の実施設計業務委託等のほか、污水管路工事に一部着手することとしており、あけていただきまして、次の129ページでございますが、上巻地区では、中巻・中野の浄化センターの長寿命化対策を実施いたします。

また、次の農業集落排水事業では、城上及び入来中部浄化センターの機能強化対策工事を実施することとしており、これらの実施により下水道事業全体において施設の適切な処理機能の確保や効率的な維持管理に向けた取り組みを行うこととしております。

最後に、中郷ポンプ場耐震化事業につきましては、今後の対策の必要性を検討するための耐震診

断を行うこととしております。

私の説明は以上でございますが、予算の詳細につきましては、課長から説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

△議案第42号 平成30年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計予算

○委員長（福元光一）それでは、議案第42号平成30年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、議案第42号平成30年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計予算について説明いたします。

予算調書の287ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目、事項、公共下水道管理費1億8,094万3,000円は、川内地区の公共下水道施設及び上巻地区の特定環境保全公共下水道施設の維持管理に係る経費であり、主なものは、お客様センターによる窓口等業務に係る公共下水道事業窓口等関連業務委託等、平成32年度からの下水道事業の公営企業会計化に向けた固定資産調査・評価業務委託等及び公営企業会計システム導入業務委託、川内処理区の宮里浄化センター等包括的民間委託等、上巻処理区の中巻・中野浄化センター包括的民間委託が主なものであります。

次に下の段の2款1項1目、事項、公共下水道整備費7億6,602万6,000円は、川内地区及び上巻地区並びに長浜地区の公共下水道施設整備に係る経費であり、主なものは、継続費設定による宮里浄化センターのポンプ棟建設工事委託及び水処理施設建設工事委託、平佐第二地区の污水管路施設工事等のほか、長浜地区の污水管路施設工事が主なものでございます。

次のページ、288ページをお開きください。

3款1項1目、事項、長期債償還元金2億5,920万1,000円及び下段の2目、事項、長期債償還利子8,335万円は、施設整備時に借り入れた長期債の償還元金及び利子であります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、285ページをお開きください。

歳入の主な項目について説明いたします。

1款2項1目公共下水道事業負担金686万円は、川内処理区に係る公共下水道事業受益者負担金です。

2款1項1目公共下水道施設使用料1億2,968万8,000円は、川内処理区及び上甑処理区の公共下水道施設使用料が主なものでございます。

3款1項1目公共下水道事業費補助金3億2,515万5,000円は、宮里浄化センターポンプ棟建設工事委託等に係る地方創生汚水処理施設整備推進交付金のほか、中甑・中野浄化センター長寿命化対策工事委託及び長浜地区汚水管路築造工事等に係る国庫補助金でありまして、補助率は、宮里浄化センターポンプ棟及び平佐第二地区並びに長浜地区分は2分の1であります。宮里浄化センター水処理施設及び中甑・中野浄化センター分は、水処理施設に係る事業のため10分の5.5となっております。

次のページ、286ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金3億8,749万2,000円は、歳出に対応して措置する一般会計からの繰入金であります。

7款1項1目公共下水道事業債4億3,780万円は、宮里浄化センターポンプ棟増設工事委託などの下水道施設整備費及び固定資産調査・評価業務委託に対応して措置するものであります。

続きまして、継続費について説明いたしますので、別冊の予算に関する説明書の204ページをお開きください。

2款事業費1項事業費、宮里浄化センター水処理施設増設事業、総額6億9,020万円について、平成30年度から平成32年度まで、表のとおり年割額とするもので、水処理施設増設工事が3カ年にわたる工事であることから継続費として設定する必要があります。

続いて、地方債について説明いたしますので、次のページをごらんください。

公共下水道事業の施設整備等に係る地方債の限度額を4億3,780万円とし、起債の方法、利率、償還の方法については、表に記載のとおりとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明が

ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。
委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。
これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めるに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第43号 平成30年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計予算

○委員長（福元光一）次に、議案第43号平成30年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、議案第43号平成30年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計予算について説明いたします。

予算調書の291ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目、事項、農業集落排水管理費6,047万1,000円は、城上処理区ほか、4処理区の農業集落排水施設の維持管理に係る経費であり、主なものは、お客様センターによる本土地域分の窓口等業務に係る本土地域の農業集落排水事業窓口等関連業務委託等、公営企業会計化に向けた固定資産調査・評価業務委託等のほか、城上処理区、大馬越処理区、入来中部処理区、祁答院中央処理区及び里処理区それぞれの処理施設維持管理業務委託等が主なものでございます。

次に、下の段の2款1項1目、事項、農業集落排水事業費8,810万円は、農業集落排水施設の機能強化に係る経費であり、城上浄化センター機械設備及び入来中部浄化センター機械電気設備

の機能強化工事が主なものでございます。

次のページ、292ページをお開きください。
3款1項1目、事項、長期債償還元金
9,446万2,000円及び下段の2目、事項、
長期債償還利子1,740万7,000円は、施設
整備時に借り入れました長期債の償還元金及び利
子であります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、
前に戻っていただき、289ページをお開きください。

歳入の主な項目について説明いたします。

2款1項1目農業集落排水施設使用料
4,884万2,000円は、城上処理区ほか4処
理区の農業集落排水施設使用料が主なものでござ
います。

次のページ、290ページをお開きください。

3款1項1目農業集落排水事業費補助金
504万円は、農業集落排水施設整備に係る県の
交付金で、補助率は事業費の10%に財政力指数
を乗じた割合となっております。

4款1項1目一般会計繰入金1億1,377万
9,000円は、歳出に対応して措置する一般会
計からの繰入金であります。

7款1項1目農業集落排水事業債4,890万
円は、施設整備費及び固定資産調査・評価業務委
託に対応して措置するものでございます。

9款1項1目農業集落排水事業補助金
4,345万円は、農業集落排水施設の機能強化
工事に係る国の農山漁村地域整備交付金で、補助
率は50%となっております。

続きまして、地方債について説明いたしますの
で、別冊の予算に関する説明書の230ページを
お開きください。

農業集落排水事業の施設整備等に係る地方債の
限度額を4,890万円とし、起債の方法、利率、
償還の方法については、表記載のとおりとするも
のでございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明が
ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑
願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり
可決すべきものと認めるに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決
定しました。

△議案第44号 平成30年度薩摩川内市
漁業集落排水事業特別会計予算

○委員長（福元光一）次に、議案第44号平
成30年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計
予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、議案第
44号平成30年度薩摩川内市漁業集落排水事業
特別会計予算について説明いたします。

予算調書の295ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目、事項、漁業集落排水管理費
2,710万4,000円は、平良処理区のほか
2処理区の漁業集落排水施設の維持管理に係る經
費であり、主なものは、公営企業会計化に向けた
固定資産調査・評価業務委託等のほか、平良処理
区、片野浦処理区及び手打処理区のそれぞれの処
理施設維持管理業務委託等が主なものでございま
す。

次に下の段の2款1項1目、事項、漁業集落排
水施設整備費1,220万円は、漁業集落排水施
設の長寿命化に係る經費であり、平良及び片野浦
処理施設の機能診断業務委託が主なものでござい
ます。

次のページをお開きください。

3款1項1目、事項、長期債償還元金
4,387万5,000円及び下段の2目、事項、
長期債償還利子788万1,000円は、施設整
備時に借り入れた長期債の償還元金及び利子であ
ります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、293ページをお開きください。

歳入の主な項目について説明いたします。

2款1項1目漁業集落排水施設使用料1,712万3,000円は、3処理区の漁業集落排水施設使用料が主なものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金7,028万7,000円は、歳出に対応して措置する一般会計からの繰入金でございます。

次のページをお開きください。

7款1項1目漁業集落排水事業債340万円は、固定資産調査・評価業務委託に対応して措置するものでございます。

続きまして、地方債について説明いたしますので、別冊の予算に関する説明書の249ページをお開きください。

漁業集落排水事業に係る地方債の限度額を340万円とし、起債の方法、利率、償還の方法については、表記載のとおりとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めるに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第45号 平成30年度薩摩川内市
浄化槽事業特別会計予算

○委員長（福元光一）次に、議案第45号平成30年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、議案第45号平成30年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算について説明いたします。

予算調書の298ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目、事項、浄化槽管理費1,272万円は、上甑地区の市町村設置型戸別合併処理浄化槽の維持管理に係る経費であり、主なものは、浄化槽法に基づく法定検査手数料及び浄化槽維持管理業務委託のほか、固定資産調査・評価業務委託が主なものでございます。

次に、下の段の3款1項1目、事項、長期債償還元金369万5,000円及び、次のページの2目、事項、長期債償還利子57万5,000円は、施設整備時に借り入れた長期債の償還元金及び利子であります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、297ページをお開きください。

歳入の主な項目について説明いたします。

2款1項1目浄化槽排水施設使用料666万6,000円は、市町村設置型戸別合併処理浄化槽の排水施設使用料でございます。

4款1項1目一般会計繰入金1,028万8,000円は、歳出に対応して措置する一般会計からの繰入金であります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めるに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第39号 平成30年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福元光一）次に、審査を一時中止してありました議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算のうち、下水道課分について説明いたします。

予算調書の269ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

4款2項4目、事項、下水処理施設管理費3,033万5,000円は、永利処理区及び鹿島処理区の地域下水道処理施設の維持管理等及び施設の長寿命化に係る経費であり、主なものは、永利処理区のお客さまセンターによる窓口等業務に係る地域下水道事業窓口等関連業務委託及び固定資産調査・評価業務委託のほか、永利処理区及び鹿島処理区の処理施設維持管理業務委託等が主なものでございます。

次に下の段の4款2項4目、事項、小型合併処理浄化槽整備補助事業費1億6,801万6,000円は、小型合併処理浄化槽の設置整備補助に係る経費であり、主なものは、お客さまセンターによる窓口等業務に係る小型合併処理浄化槽設置整備事業窓口等関連業務委託のほか、小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金が主なものでございます。

次のページをお開きください。

4款2項4目、事項、浄化槽費1,028万8,000円は、浄化槽事業特別会計への繰出金であります。

次に、下の段の6款3項4目、事項、農業集落排水費1億1,377万9,000円は、農業集落排水事業特別会計への繰出金であります。

次に、271ページをごらんください。

6款5項5目、事項、漁業集落排水費7,028万7,000円は、漁業集落排水事業特別会計への繰出金であります。

次に、下の段の8款5項4目、事項、下水道管

理費8,356万4,000円は、下水道行政の一般管理に係る経費であり、主なものは、一般職9人分の職員給与費等、日本下水道事業団への研修参加負担金のほか、単独浄化槽などからの下水道への接続工事に対する公共下水道等接続補助金が主なものでございます。

次のページをお開きください。

8款5項4目、事項、都市下水路管理費100万5,000円は、川内地域の都市下水路の維持管理に係る経費であり、都市下水路の鉄ぶた改築工事等が主なものでございます。

次に、下の段の8款5項4目、事項、ポンプ場管理費3,089万3,000円は、川内地域の雨水ポンプ場の維持管理に係る経費であり、主なものは、中郷ポンプ場及び平佐ポンプ場の施設維持管理業務委託等のほか、中郷ポンプ場の耐震診断業務委託が主なものでございます。

次に、273ページをごらんください。

8款5項4目、事項、公共下水道費3億8,749万2,000円は、公共下水道事業特別会計への繰出金であります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、79ページをお開きください。

歳入の主な項目について説明いたします。

14款1項3目衛生使用料2,104万4,000円は、永利処理区及び鹿島処理区に係る下水道施設使用料です。

15款2項3目衛生費補助金5,338万1,000円は、小型合併処理浄化槽設置整備事業に係る地方創生汚水処理施設整備推進交付金で、補助率は3分の1であります。

同じく、15款2項6目土木費補助金880万円は、中郷ポンプ場耐震診断業務委託に係る、社会資本整備総合交付金で、補助率は10分の4であります。

16款2項3目衛生費補助金3,197万7,000円は、小型合併処理浄化槽設置整備事業に係る県の補助金で、補助率は本土地域分が国庫補助と同じ3分の1、甑島地域分は4分の1に、それぞれ財政力指数を乗じた割合となっております。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明が

ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

ここで、議案第39号にかかる審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福元光一） 次に、所管事務調査を行います。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美） 薩摩川内市公共下水道川内処理区の整備方針について説明いたしますので、水道局建設水道委員会資料の3ページをお開きください。

初めに、経緯ですが、鹿児島県は、平成20年度に策定いたしました鹿児島県生活排水処理施設整備構想の見直しを進めており、県下全市町村に、今後10年間で整備可能な下水道の計画区域を求めていることから、本市の下水道整備方針を定め、7月までに県に提出する必要があります。

次に、2の整備方針ですが、本市の公共下水道川内処理区の全体面積は合計723ヘクタールであり、うち、向田の市街部、平佐町及び宮里町の一部など259ヘクタールが整備済みで、現在は平佐第二地区36ヘクタールを整備中であります。

残る未整備区域は428ヘクタールとなりますが、今後10年間で、全てを整備することは困難であることから、重点的に整備を進めていく範囲として、次の表のとおり、平佐第二地区以外に約185ヘクタールを定め、川内処理区の整備方針としたいものであります。

それでは、今後10年間で重点的に整備する範囲について説明いたしますので、次のページをごらんください。

赤く表示している部分が、現在、整備中である平佐第二地区の36ヘクタールであり、黄色の着色区域が、優先度の高い約185ヘクタールであります。青の区域は、残り243ヘクタールの計画区域です。

今後10年間で重点的に整備をする範囲の選定につきましては、右側上に表示しているとおり、

過去10年間の人口の増減率や合併処理浄化槽の普及率など8項目について区域ごとに評価し、点数化して優先度を判定したもので、宮里浄化センターの維持管理や処理能力などを考慮し、今後10年間で重点的に整備する範囲としたものでございます。

黄色の部分、約185ヘクタールの下水道施設整備の概算事業費は約30億円と試算しており、現在整備中である平佐第二地区と宮里浄化センターの増設に伴う事業費は約22億円で、うち、宮里浄化センターのポンプ棟及び水処理施設増設に約14億円、平佐第二地区の整備に約8億円で、国の補助金等を活用し整備を進めているところでございます。

5ページの表は、それぞれの優先度判定の結果でございます。

6ページには、8項目の評価について補足説明を添付しておりますので、お目通しください。

次に、スケジュールについて説明いたしますので、前に戻っていただき3ページをお開きください。中ほど、スケジュールです。

去る2月28日に上下水道事業運営審議会で整備の方針について説明し、継続審議となりました。

この後5月に、住民説明会を実施し、6月には、再度、上下水道事業運営審議会を開催し、住民説明会で出された意見等を踏まえて、再度審議していただき、6月の市議会で結果を報告し、7月には、本市の下水道整備方針として県に提出することとしております。

その後、11月ごろに、県が鹿児島県生活排水処理施設整備構想（案）に係るパブリックコメントを実施し、平成31年3月には、鹿児島県生活排水処理施設整備構想として決定し、公表される予定となっております。

次に、4の今後の課題といたしまして、1点目が、現在、平成32年4月からの下水道事業の公営企業会計化への移行に向けて取り組み中であります。移行にあわせて経営戦略の見直しを行うこととしており、それを踏まえた上で、下水道整備方針を改めて再検討を行う必要があること。

2点目が、約185ヘクタールの区域の整備順序につきましては、優先度を加味しながら、住民の意見、要望等を踏まえて判断していく必要がございます。

以上で、公共下水道川内処理区の整備方針について説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）今、今後の整備方針について説明いただきて、平佐第二地区も入っているんですが、実際には整備中ということなんで、予算のほうでことし設計業務委託が1,500万円、汚水管路設備工事等が1億6,600万円か、入っている。この工事はもう具体的に今年度から始まっていくという考え方でいいですか。

○下水道課長（徳重勝美）地区内の工事につきましては、今入札を準備中でございまして、その入札後、工事が進んでいくという形になります。

○委員（成川幸太郎）工事自体、いつごろから始まる可能性があるの。

○下水道課長（徳重勝美）4月以降になるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

○委員（川添公貴）水道局全般というか、特別会計全般について、ちょっとお伺いしてみたいと思うんですが。長期起債償還元金が今回多く、どの会計においても計上されておるんですが、この元金償還に関して繰上償還なのか、それとも期限の到来なのかということが1点。

それから、利子について相当額の金額が計上されているんですが、この3%以内となっているんですが、実質今何%ぐらいで利子を借りていらっしゃるのかという、まずは、そこをお聞きしたいと思います。

○水道局長（新屋義文）まず、長期債の償還、利子の償還につきましては、期限の到来したものについての償還になります。

また、利子についてでございますが、古い分については、水道事業もですけれども、3%を若干超えている部分もありますけれども、現在では3%未満の利子で借り受けております。

○委員（川添公貴）現在、長期プライムレートが若干ちょっと上がってはきてるんですけど、企業債については長期プライムレートにほとんど連動すると思うんですけど、0.何%で借りているのか。それとも1.何%で借りているのか。そこは把握していらっしゃるのかなと思って。

それで、何で繰上償還を聞いたかというと、金利の安いときには抱いていたほうがいいんですよね。高いときは早期償還が望ましいんで、期限の到来ということなんで、そこ辺を踏まえて繰上償還等も考慮した内容に今後考えていかれるのかどうか。水道局のほうで、もしあれやったら、財務課のほうでも結構ですし、答弁いただければと思います。

○水道管理課長（草留隆志）繰上償還につきましては、平成19年度から平成23年度のころに繰上償還の制度があったんですけれども、その後については、繰上償還の制度がない状況でございます。勝手に市のほうで繰り上げの償還をしますということで、起債のほうを返せないもんですから、国とか県のほうから、そういう繰上償還の制度があったときに初めて3%以上、4%以上の起債については償還が認められるということですので、現在のところは繰上償還で起債の元金、利子を返すということは想定していないところでございます。

○委員（川添公貴）平成18年度と平成二十何年。当時、金利がちょっと動いたときに繰上償還をしたほうが財政的にもいいということでもあったんで、ちょっとそれが記憶にあったんですけど。国の制度はわかるんですよ。もう借りたら償還して返せないという制度なのはわかっているんですけど、一時そういう特例があったんで、その適用の範囲内なのかなということで質問させてもらいました。

次回以降、今、金利が低いんで、多分その償還とかということについてはないとは思うんですが、若干これからの中債の変動とかを鑑みると、やはりその繰上償還等の国の規制緩和があったときは、早目早目に手を打つべきなのかなと思います。

というのは、償還するのが全部一般財源からの繰り入れですよね。だから、自己財源で償還してくれる分については、何ら構わないんだけど、全会計、一般会計からの繰り入れなんで、一般会計に対する負担が大きいということになりますよね、裏を返すと。

だから、そこ辺を考えると、将来的には、やはりその辺の精査もしていく必要があるのかなと思いますので、今後できれば、いろんなそういう方策を考えていただきたいと思うところでもあります

す。何か反論がありましたらどうぞ。

○水道局長（新屋義文）繰上償還については、早目に、高い部分については早く返せば少なくなるべくというの理解しているんですけども、繰上償還については国の制度で、言えば、それをするためには、また、余計な支出も伴うというのもございますので、おっしゃるとおり、そういう国、県の制度等がされましたら、また、水道局のほうでも、特に、水道事業については、繰上償還はしていくべきだと思いますし、ほかの特別会計につきましては、やはり一般会計とあわせた形の取り扱いということになっていくと思いますので、今後の動向を注視していきたいと思います。

○委員（川添公貴）今、御説明いただいたように、いろんな形で企業会計にかかわってくるんで。だから、軽いという言い方をするんですけど、借金がない、軽い状態でしていくためには、今、おっしゃったようにやっていただきたいと思います。

それから、全体的に地方債を起債されているんですが、辺地、過疎の割合はどれくらいになっているんですかね。全体を含めていいです。

○水道局長（新屋義文）辺地と過疎については半々ずつ、起債額のおよそ半分ずつを。

○委員（川添公貴）全体が幾らであって、起債があって、そのうちの何%が辺地、何%が過疎、何%が普通という形でわかれば教えていただきたい。

○水道局長（新屋義文）今、手元にございませんので、また資料を整えさせていただき、御説明したいと思いますが、一般的のやつと、それでない辺地、過疎という部分が地域によってありますので、甑島で行う分と、あとそれ以外の部分でちょっと整理をしないといけませんので、調査をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員長（福元光一）いいですか。

○委員（川添公貴）それでいいと思いますけど、でも、本日は予算審査ですよね。予算審査をしているんで、この所管事務であえて聞いたのは、全体に及んだので聞いた。何でかというと、辺地、過疎、これは自己負担の利率が全然いいんですね。だから、結論としては、まずは、辺地を使っていって、それから、過疎を使っていってというぐあいに起債するんであればやっていくべきだろ

うと思うんで、その割当等を聞いたところでした。後日で結構ですので、教えていただければと思います。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

以上で、下水道課を終わります。

△建設政策課の審査

○委員長（福元光一）それでは、建設政策課の審査に入ります。

△議案第57号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一）まず、審査を一時中止してありました議案第57号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設政策課長（須田徳二）それでは、議案第57号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、建設政策課分について御説明いたします。

各会計予算書予算に関する説明書(第7回補正)の17ページをお願いいたします。

2款1項13目地籍調査費において22万4,000円を増額し、補正後の額を6,867万6,000円とするものであります。

補正の内容ですが、今回の補正は人事院勧告に伴うもので、説明欄記載のとおり、事項、地籍調査事務費及び事項、用地管理事務費において、職員手当等を増額するものであります。

次に、36ページをお開きください。

8款1項1目土木総務費において139万1,000円を増額し、補正後の額を2億2,999万円とするものであります。

補正の内容ですが、地籍調査費と同様に、人事院勧告に伴い、説明欄記載のとおり、事項土木総務費において、職員手当等を増額するものであります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。
ここで、議案第57号に係る審査を一時中止します。

△議案第39号 平成30年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福元光一）次に、議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

部長に概要説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）これより建設部6課1室の審査をどうかよろしくお願ひを申し上げます。

平成30年度建設部全体で55億円弱の予算の編成をさせていただいております。建設政策課におきましては3億1,000万円ほどでございますが、川内川改修促進の事業に伴うもの、あるいは南九州西回り自動車道といった国の事業に伴いますそれぞれの期成会などへの負担金であったり、要望活動の予算等を計上させております。

また、蘭牟田瀬戸架橋や市内県道の整備に伴います負担金なども予算措置をさせていただいているところでございます。

また、用地関係につきましても、未登記処理のために用地グループも建設政策課内にあります、随時事業を進めているところでございます。

詳細につきましては、課長のほうからございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（福元光一）次に、当局に補足説明を求めます。

○建設政策課長（須田徳二）それでは、議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算のうち建設政策課分について、御説明いたします。

建設政策課の平成30年度の予算につきましては、用地関係予算において、地籍調査関係の事務経費と所有権移転登記並びに過去の未登記の解消等に関する経費を、また土木行政関係予算において、職員給や国・県事業に関します期成会等への負担金など、各種要望活動並びに関係機関・団体等との協議調整に関する経費を計上しております。

まず、歳出から御説明いたしますので、別冊となっております予算調書の200ページをお願いいたします。

上段の2款1項13目地籍調査費の事項地籍調査事務費1,610万6,000円は、地籍調査業務に係る職員給与費などの一般管理経費及び地籍図の修正等に係る経費であります。

経費の内容であります、右の欄記載のとおり、一般職1名分の人事費並びに地籍図の修正業務委託等が主なものであります。

次に、下段の事項用地管理事務費6,147万8,000円は、用地買収に伴う所有権移転登記並びに過去の未登記関係の解消業務に係る経費であります。

経費の内容であります、右の欄記載のとおり、登記事務を行う嘱託員14名の報酬と一般職3名分の人事費並びに公共嘱託登記等業務委託費が主なものであります。

次に、201ページをお開きください。

上段の8款1項1目土木総務費の事項土木総務費2億2,813万2,000円は、土木行政に係る職員給与費などの一般管理経費並びに国・県道の整備促進等に係る経費であります。

経費の内容であります、右の欄記載のとおり、一般職28名分の人事費並びに関係団体であります九州国道協会等の各種協会、協議会、期成会などへの負担金等9件が主なものになります。

次に、下段の8款3項1目河川総務費の事項河川管理費195万9,000円は、川内川改修事業建設促進に関する関係機関との協議調整や要望活動等に係る経費であります。

経費の内容であります、右の欄記載のとおり、川内川下流改修促進期成会への分担金及び川内市街部改修促進期成会への補助金等が主なものであります。

続きまして、202ページをお願いいたします。

上段の8款4項1目港湾総務費の事項港湾総務費51万1,000円は、港湾整備促進に関する関係機関との協議調整や要望活動に関する経費であります。

経費の内容であります、右の欄記載のとおり、日本港湾協会並びに鹿児島県港湾協会など、関係団体への負担金4件等が主なものであります。

続きまして、下段の8款5項1目都市計画総務費の事項南九州西回り自動車道建設促進事業費260万円は、南九州西回り自動車道建設促進に関する関係機関との協議調整や事業推進に係る経

費であります。

経費の内容であります、右の欄記載のとおり、阿久根川内道路の事業進捗を図るための用地調査業務嘱託員1名の報酬と南九州西回り自動車道建設促進期成会、鹿児島県高規格幹線道路建設促進協議会及び南九州西回り自動車道阿久根川内道路建設促進協力会への負担金等が主なものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、前に戻っていただき、55ページをお開きください。

14款2項1目手数料の78万円は、地籍調査の成果であります一筆座標・多角点座標等の地籍成果品交付手数料になります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。
ここで、議案第39号に係る審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○建設政策課長（須田徳二）今回はございません。

○委員長（福元光一）所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。
以上で、建設政策課を終わります。

△建設整備課の審査

○委員長（福元光一）次は、建設整備課の審査に入ります。

△議案第35号 薩摩川内市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福元光一）それでは、議案第35号薩摩川内市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設整備課長（吉川正紀）議案第35号薩摩川内市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案つづり（その2）の35—1ページをお開きください。

提案理由は、建設部長が本会議で説明いたしましたので、省略いたします。

次のページをお開きください。

あわせて、議会資料の1ページをお開き御参照ください。

議会資料の2改正の内容（2）運動施設率を新たに条例化を御参照ください。

これまで、運動施設率は一律で100分の50を超えてはならないとされてきました。既設の運動施設のバリアフリー化や国際基準に対応するための改修により運動施設の敷地面積が増加する場合など、社会状況等の変化に対応した改修が困難となる事例が生じていた。このため、今回の施行令改正により従来からの基準を十分に参酌した上で、地域の実情に応じてみずから条例で定めることができることから、運動施設を有する主な都市公園の施設状況を考慮し、条例で定める割合は100分の60とするものです。

下段の参考を御参照ください。

主な都市公園の運動施設率を記載しております。ちなみに、御陵下公園が一番大きくて58%でした。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（大田黒博）単純にこの条例があれしたときに御陵下公園の58%というのが、どんなあれが出てきますか、何かわかりやすいあれがあれば教えていただけませんか。そこは公園内でいろいろ起伏に富んでいます。そういうのがこんなふうになるとか、そういうのがいろいろありますか。

○建設整備課長（吉川正紀）この敷地の面積というのが、野球場の面積、スタンドも入れた面積、それとあそこについてはテニスコートもあります。それと、運動会館もありまして、ちょっとあそこの関係で、そういう施設を入れた場合、一応58%あったということで、そうすると、あそ

こについてはこれ以上施設を広げる余地等はないと思いますので、一応そういう形の中で、今回100分の60という設定をしていきたいということで考えているところです。

今まで100分の50ということで規定があったんですけれど、こここの御陵下公園については、以前縮小した関係もありまして、その関係でちょっとこういう数値が出てきたんだと思います。

○委員（大田黒 博）しようとしているからんでもないんですが、具体的に少しこの条例をバリアフリー化国際基準に対応するというような形でのもので、皆さんにわかりやすく、市民に言うためには、どういうふうに言えばいいのかなと。スタンドまでに何か車椅子等がスムーズに入れる、そういうものを少し緩和するためにこういう条例をするのかなというふうに感じるんですけど。

○建設整備課長（吉川正紀）今、大田黒委員のほうから言われました、そこが一番肝要なところだと思います。一応そういうのも勘案しながら、今までバリアフリー化をしたりとか、そういう関係で、敷地、建物の面積がふえたりとかしていますので、そういうところも十分勘案しながらしさいよという条例だと思います。

○委員（成川幸太郎）今のなんですけど、今度100分の60にされるということですけど、今まで100分の50だったわけです。ということは、御陵下公園と樋脇公園は条例を超えてやっているので、これに対する今まで国からの指導とか何とかってあったんですか。

○建設整備課長（吉川正紀）国からの指導のほうはなかったです。一応市のほうで、こういう50%という中で、薩摩川内市総合運動公園なんかも整備してきているんですけど、そういう補助金をもらってする場合は、こういうところで確実にひつかかると思います。

でも、町村の単費とか、そういうのを使って、ちょっと運動施設をつくるというものについては逃れてきたところがあると思います。

○建設部長（泊 正人）都市緑地法の法改正が今回あって見直しをしたために、こういう58%とか52%というのがわかったので、今回その中に入れるように60%まで上げておさめますよということでございます。

○委員（成川幸太郎）今まで50%以内ということできめていたということですか。

○建設整備課長（吉川正紀）はい、そうです。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第57号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一）次に、審査を一時中止してありました議案第57号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設整備課長（吉川正紀）議案第57号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算の建設整備課分について歳出を説明いたしますので、予算に関する説明書の37ページをお開きください。

8款2項3目一般道路整備事業費の補正額45万5,000円は、人件費に係る経費です。これは、人事院勧告に伴う給与費の増額補正が主なものです。

次に、38ページをお開きください。

8款4項1目港湾県営事業負担金の補正額3,360万円は、国の補正予算に伴う補助内示により、県港湾整備計画に基づき、県が管理する川内港の改修に係る負担金を増額するものです。

次に、39ページをお開きください。

下段の8款5項5目公園管理事業費の補正額25万4,000円は、人件費に係る経費です。これは、人事院勧告に伴う給与費の増額補正が主なものです。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。ここで、議案第57号に係る審査を一時中止します。

△議案第39号 平成30年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福元光一）次に、審査を一時中止してありました議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

部長に概要説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）建設整備課につきましては、本年度16億8,000万円の予算を計上させていただきました。前年度が17億円ちょうどぐらいでございますので、ほぼ同じような予算となっております。

建設整備課では、公園の整備、それと一般道路の整備、また県道の整備事業に伴います負担金、港湾整備事業に伴います負担金等を予算措置させていただいておりまして、本年度は川内川改修に伴います大小路地区のかわまちづくりなども本格的にトイレの整備などが進んでまいります。

また、川内高城温泉場まち並みづくり事業ということで、平成29年度から測量設計をしておりましたが、平成30年度では用地交渉等が入ってまいります。

道路整備につきましては、これまで要望のありました路線を継続しながら進めていくこととしております。

詳細については、課長のほうから説明がありますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（福元光一）次に、当局に補足説明を求めます。

○建設整備課長（吉川正紀）議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算の建設整備課分について説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、予算調書の203ページをお開きください。

8款2項3目一般道路整備事業費の事業費6億6,85万7,000円は、道路新設改良事業費及び県営道路整備事業負担金に係る経費です。

経費の主なものは、職員10人分の人事費のほか、各地域より要望のあった市道等の新設改良に伴う経費及び県が施行する東郷西方港線ほか県道整備に係る負担金です。その他、エコパークかごしまに関連する周辺地域振興事業費も含まれております。

次に、下段の同目中甑江石線整備事業費の事業費2,006万8,000円は、上甑地域の市道中甑江石線の拡幅整備に係る工事請負費が主な経費です。

次に、204ページをお開きください。

同目鳥ノ巣線整備事業費の事業費6,006万8,000円は、鹿島地域の市道鳥ノ巣線の拡幅整備に係る工事請負費のほか、関連する補償費が主な経費です。

次に、下段の8款4項1目港湾県営事業負担金の事業費4,000万円は、県港湾整備計画に基づき、県が管理する川内港、里港、長浜港の改修等に係る負担金です。

次に、205ページをお開きください。

8款5項2目駅前白和線整備事業費の事業費8,000万円は、駅前白和線の拡幅整備に係る経費です。

経費の主なものは、工事請負費や関連する支障物件移設補償などが主な経費です。

なお、駅前白和線の工事については、平成30年度で完了予定です。

次に、下段の8款5項5目公園管理事業費の事業費7億7,658万2,000円は、市内全域の公園緑地などの維持管理、施設整備工事及び公園施設長寿命化事業に係る経費です。

経費の主なものは、職員5人分の人事費のほか、総合運動公園等、市内の都市公園及び普通公園など178カ所分の指定管理料ほか、隈之城川公園駐車場の管理、街路樹等の管理に伴う委託料です。また、東郷平和公園・御陵下公園野球場・向田地区及び大小路地区のかわまちづくり事業に伴う施設整備や公園施設長寿命化事業など施設整備の工事請負費などが主な経費です。

次に、206ページをお開きください。

同目丸山自然公園整備事業費の事業費9,500万円は、同公園の整備に係る経費です。平成32年度の国民体育大会で実施する競技種目ホッケーの施設整備で、クレーコートを人工芝に

改修する工事請負費です。

なお、平成29年度において、クレーコートの約半分を人工芝に整備いたしましたので、残りの部分の整備になります。

次に、下段の11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧事業費の事業費170万円は、台風や大雨による災害発生時に公園の施設破損や街路樹の倒木処理等に対応するための経費です。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただきまして、56ページをお開きください。

主な歳入について説明いたします。

上段の14款1項6目使用料の土木使用料で、予算額1,400万3,000円で、都市計画使用料の主なものは、7段目の公園使用料（本庁分）150万円で、丸山自然公園ほか有料公園施設の使用料です。また、隈之城川公園駐車場使用料1,104万円は、月決め205台分と時間貸し82台分の駐車料金です。

15款2項6目国庫補助金の土木費補助金で、予算額1億9,392万円で、道路橋梁費補助金は1億1,100万円で、一般道路整備事業費及び中瀬江石線ほか1路線の整備に伴う補助金です。都市計画事業費補助金は2,292万円で、駅前白和線の整備に伴う補助金です。公園緑地事業費補助金は6,000万円で、公園施設長寿命化事業及び丸山自然公園の整備に伴う補助金です。

17款1項1目財産運用収入の財産貸付収入で、予算額145万円は、公園などに設置してある自動販売機の貸地料です。

17款2項2目財産売払収入の物品売払収入で、予算額240万円は、矢立農村公園のニジマス販売に伴う売払収入です。

21款4項2目受託事業収入の土木費受託事業収入で、予算額4,500万円は、エコパークかごしま建設に関連した周辺地域振興事業に伴う県からの受託事業収入です。

57ページをお開きください。

21款5項4目雑入の雑入で、予算額444万4,000円で、主なものは、2段目の電気・水道料実費収入金（寺山いこいの広場分）100万円で、施設内に設置してある自動販売機などの電気料及びレストハウスなどの水道料です。

また、5段目の川内駅西口駅前広場管理受託収

入は240万円で、駅前広場の管理をJR九州との協定に基づき行っており、これに伴う管理受託収入です。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（大田黒博）この205ページの公園施設長寿命化だったか、御陵下公園の整備において1点だけちょっと気になるところが、石のブロックがありますよね。あの石をどうしますか、少しある程度壊されてラバーがかかりますか、わかる範囲で少し教えて。

○建設整備課長（吉川正紀）今の既存の擁壁は残します。それに7センチ程度（後刻訂正発言あり、25ページ参照）のクッションマットを張りつけるような格好になります。その石に張りつける形、1メートルぐらいのコンクリートがありますよね。あれに内側に張っていくような格好になります。

○委員（大田黒博）要は、あの石を残した場合に、結局両サイドというか、裏が狭くなる感覚を持ちますよ。少し、ずっと。

だから、少しはショット、骨格だけ残してラバーを張れるかなと僕は思ったんですけど、そうしないと、今までのコンクリートを残すとなると、大変だろうなと思うし、通路も狭くなるし、グラウンドも狭くなるんじゃないかなと。違いますか。

○建設整備課長（吉川正紀）厚さとしては7センチだから、そんなに狭くなるというのはないと思います。

○委員（大田黒博）ほかの整備方法はなかったのかなと思って、あれを残すとなると、その基礎がどうなっているのかも、何十年という前でしょうから、あの基礎が頑丈なんでしょうけども、その石を残した形でされるのか、そうじゃないだろうなと思っていましたから、少し石をかわされて、頑丈なところを補修されて、中を見て、それにラバーを張るのかなという感覚でしたので、少し感覚が違うのかなと思って、少し図面で説明ができるのであれば、また確認したいです。

○建設整備課長（吉川正紀）済みません。後で、図面のほうで説明をさせてください。

[発言する者あり]

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。
○委員（川添公貴）8款2項3目の県道整備事業負担金というのが1,000万円計上してあるんですが、全部とは言いませんけど、大体どのような事業に負担されているのかというのを、主なやつで結構です、教えて。例えば、橋の部分とか、いろいろあると思うので、主なものを教えていただきたいと思います。

○建設整備課長（吉川正紀）東郷西方港線につきましては、トンネルが貫通しましたので、今後、内部の舗装工事とか側溝とか照明、そういうものが東郷西方港線については出てきます。あと川内串木野線、今、高江のほうをやっています。あれについては、今の道路改良工事についての関係になります。あと川内郡山線の一部道路改良、それと用地買収の関係も出てきているのかなとか思っているところです。そういうものが主なものです。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

ここで、議案第39号に係る審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○建設整備課長（吉川正紀）所管事務調査報告はありません。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。
以上で、建設整備課を終わります。

ここで休憩します。再開はおおむね13時いたします。よろしくお願ひします。

~~~~~

午後0時 2分休憩

~~~~~

午後0時59分開議

~~~~~

○委員長（福元光一）それでは、休憩前に引

き続き委員会を開会いたします。

午前中の建設整備課の説明の中で御陵下公園についての答弁をもう一回やり直すということありますので、よろしくお願ひいたします。

○建設整備課長（吉川正紀）午前中の御陵下公園の野球場の改修工事の話の中で、クッションマットを擁壁に設置するように考えているんですけど、その中で厚さを「7センチ」と言いましたが「4センチ」の誤りです（24ページの発言を訂正）。まことに済みませんでした。

それとあと、もう一つ、擁壁は大丈夫かという話もありました。それについては、設計をする段階、また、ことし工事の段階で一部擁壁を切断とかしておきましたが、まだこの擁壁については大丈夫だということが出ましたので、一応、この擁壁を利用した形で全面にクッションマットを張ろうということで考えております。

また、下地については、高圧洗浄、また、凹凸があるところは下地の不陸を調整しながら、万全に設置していきたいと思っております。

○委員長（福元光一）今の答弁について委員の方から御質疑はありませんか。

○委員（成川幸太郎）先ほどの「7センチ」から「4センチ」と、その4センチの裏がコンクリートだつていっても、もし当たった場合の安全性というのは、その4センチで十分カバーできるんですか。

○建設整備課長（吉川正紀）他の球場で阿久根等にも野球場が大きなのあるんですが、そこも4センチでラバー等を設置しているということですので、これで十分安全性がとれると思っています。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。終わります。

建設維持課の審査に入ります前に委員の方々に申し上げます。けさ、始まる前におおむね建設維持課まで本日はやるということだったんですけど、スムーズに委員会が進んでまいりましたので、少し延長してほかの課まで行きたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

---

#### △建設維持課の審査

○委員長（福元光一） それでは、建設維持課の審査に入ります。

---

△議案第57号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一） 審査を一時中止してありました議案第57号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設維持課長（内田俊彦） それでは、議案第57号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算の建設維持課分について御説明申し上げます。

予算に関する説明書（第7回補正）の37ページをお開きください。

8款2項1目道路橋梁総務費です。補正額67万5,000円です。これは、右側説明欄の記載のとおり、職員の給与等の調整による増額で、人事院勧告を受けての法律改正に伴うものでございます。

次は49ページをお開きください。

11款2項1目現年公共土木災害復旧費になります。補正額は16万1,000円です。内容は、これも先ほどと同じく人事院勧告を受けての法律改正に伴う給与等の調整による増額でございます。

以上で、建設維持課に係ります平成29年度一般会計補正予算の説明を終わります。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

ここで、議案第57号に係る審査を一時中止します。

---

△議案第39号 平成30年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福元光一） 次に、審査を一時中止してありました議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

部長に概要説明を求めます。

○建設部長（泊 正人） それでは、建設維持課について概要を説明いたします。

建設維持課、平成30年度が18億8,000万円、平成29年度が17億

7,000万円であります、1億円ほど増額となっているところでございます。これまで市道の管理、あるいは市管理河川の管理事業を行っておりますが、ここ数年、内水対策、浸水対策の事業、あるいは橋梁の長寿命化計画に伴います橋梁維持補修事業等に大きな予算が必要になってきておりまして、それらを含め、交通安全施設単独事業ということで、カーブミラー、ガードレールの設置なども、住民の皆様方の要望に従いまして、鋭意事業を進めているところでございます。

詳細については課長のほうから説明がございますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（福元光一） 次に、当局に補足説明を求めます。

○建設維持課長（内田俊彦） それでは、議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算の建設維持課分について御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明いたしますので、予算調書の207ページをお開きください。

8款2項1目道路橋梁総務費の1億2,192万8,000円です。これは、道路橋梁に係る経費で、経費の主な内容は、一般職員の給与及び道路調査設計等業務嘱託員の報酬並びに道路台帳整理業務委託料等を計上しております。

次はその下になります。同目道路橋梁附帯設備管理費1,599万5,000円です。これは、道路橋梁の附帯設備の管理に係る経費で、経費の主な内容は、道路照明の取りかえなどの工事請負費及び街路灯に係る電気料金などを計上しております。

次は208ページをお開きください。

8款2項2目道路維持費の7億1,583万2,000円です。これは、市道の維持補修等に係る経費で、経費の主な内容は、道路維持補修等業務嘱託員の報酬、道路愛護謝金並びに道路伐採作業業務委託料や道路維持修繕工事等の工事請負費等を計上しております。

次は下の欄になります。

8款2項3目交通安全施設単独事業費の3,000万円です。これは、カーブミラー、ガードレール、区画線等の交通安全対策に係る工事請負費を計上しております。

次は209ページをお開きください。

8款2項4目橋梁維持費で4億円です。これは、

橋梁の維持補修等に係る経費で、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修工事に係る工事請負費及び橋梁定期点検業務委託料を計上しております。

次は下の欄になります。

8款3項1目河川管理費の3,814万1,000円です。これは、河川、水門などの管理に係る経費で、経費の主な内容は、宮里ダム管理業務嘱託員と、水門管理人などの報酬、河川愛護謝金、河川伐採等業務委託料等を計上しております。

次は210ページをお開きください。

8款3項1目河川施設管理費の3,556万1,000円です。これは、河川のしゅんせつや整備に係る経費で、主な内容は、寄り州除去に係る経費並びに寒水川の護岸整備に伴う工事請負費を計上しております。

次は下の欄になります。

同目排水機場管理費897万6,000円です。これは、排水機場の管理に係る経費で、経費の主な内容は、国土交通省所管の排水機場8カ所の管理人及び補助員の報酬費を計上しております。

次は211ページをお開きください。

8款3項1目急傾斜地崩壊対策事業費の4,500万円です。これは、急傾斜地崩壊対策事業に係る経費で、喜入2地区ほか3地区的工事請負費及び県営事業の負担金を計上しております。

次は下の欄になります。

8款3項2目河川改修事業費の180万円です。これは、県が事業主体であります県単砂防事業の負担金を計上しております。

次は212ページをお開きください。

8款4項1目港湾総務費434万5,000円です。これは、上甑町の江石港と桑之浦港2カ所の港湾の管理に係る経費で、両港の長寿命化修繕計画の策定に係る委託料を計上しております。

次は下の欄になります。

同目港湾排水機場管理費201万5,000円です。これは、里町の荒切川排水機場の管理に係る経費で、排水機場管理人及び補助員の報酬等を計上しております。

次は213ページをお開きください。

9款1項5目水防費66万1,000円です。これは、水防倉庫の備蓄資材の購入及び水防倉庫の修繕費等を計上しております。

次はその下になります。

9款1項6目災害予防応急対策費の1億5,214万1,000円です。これは、災害発生時の応急対策及び内水対策中・長期ビジョンに基づく排水施設等の整備並びに特別災害復旧事業に係る経費で、主な内容は、銀杏木川現況流域調査の委託料、崩土等除去作業の機械借り上げ並びに排水対策事業の工事請負費を計上しております。

次は214ページをお開きください。

11款2項1目現年公共土木災害復旧事業費2億7,489万2,000円です。これは、現年公共土木施設災害の復旧に係る経費で、一般職の給与及び復旧に係る工事費を見込み計上しております。

次は下の欄になります。

11款2項2目現年単独土木災害復旧事業費3,848万円です。これは、単独災害事業に係る経費で、工事請負費等を見込み計上しております。

以上で、歳出の説明を終わりまして、引き続き歳入について御説明いたします。

予算調書の58ページをお開きください。

歳入については、主な項目についてのみ説明させていただきます。

12款1項1目交通安全対策特別交付金1,400万円です。これは、道路交通法に基づく交通反則金について、県から交付されるものでございます。

同じく58ページから59ページにかけてでございますが、14款1項6目土木使用料3,164万円です。これは、市道及び法定外公共物である里道・水路の九電柱・NTT柱・ガス管等の道路占用料及び使用料と上甑の桑之浦港で水産会社に荷揚げ場として一部占用させている港湾施設使用料になります。

次は59ページの中段になります。

15款1項4目災害復旧費負担金1億5,639万6,000円です。これは、現年公共土木災害復旧費の負担金で見込み計上となります。

次はその下の15款2項6目土木費補助金の2億314万5,000円です。これは、橋梁維持補修事業と港湾事業の国庫補助金になります。

次にその下の15款3項3目土木費委託金1,352万2,000円です。これは、国土交通

省所管の水門及び排水機場等の管理委託金でございます。

次はその下の 16 款 2 項 6 目土木費補助金 1,950 万円です。これは、急傾斜地崩壊対策事業の県補助金でございます。

次はその下になります。

16 款 3 項 6 目土木費委託金 493 万 9,000 円です。これは、県管理の水門管理委託金と権限移譲事務委託金及び県管理港湾であります里港へ流れ込む荒切川排水機場に係る管理委託金でございます。

以上で、建設維持課にかかわります平成 30 年度一般会計予算の説明を終ります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。  
ここで、議案第 39 号に係る審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○建設維持課長（内田俊彦）今回は、所管事務報告はございません。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。  
以上で、建設維持課を終わります。

---

#### △都市計画課の審査

○委員長（福元光一）それでは、都市計画課の審査に入ります。

---

#### △議案第 36 号 川内駅西口駐車場等の指定管理者の指定について

○委員長（福元光一）議案第 36 号川内駅西口駐車場等の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○都市計画課長（伊東理博）議案第 36 号川

内駅西口駐車場等の指定管理者の指定について。

提案趣旨につきましては、議場において説明を終えておりますので、本日、提出しております議会資料（建設部）の 2 ページをお開きください。

指定管理者に行わせる施設の概要ですが、施設名は薩摩川内市営駐車場としてまとめておりますが、ここに書いてありますとおり、川内駅西口駐車場、川内駅西口第 2 駐車場、川内駅前大型バス駐車場、市営第 1 駐輪場、市営第 2 駐輪場が対象の施設となります。

従来は使用料金制としておりましたが、今回から、管理形態が利用料金制となります。

2 番目の指定管理者に行わせる業務は、施設の維持管理と施設の運営になります。

指定する期間については、資料には掲載してございませんが、現在、指定管理者として川内駅西口駐車場等の管理を行っている株式会社薩摩川内市観光物産協会の指定期間が、平成 30 年 3 月 31 日に満了することから、今回は平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間となります。

6 ページをお開きいただき、6 ページの下段の 5 番、選定経過の概要をごらんください。

指定管理者の選定に当たっては、昨年 10 月に指定管理者を公募により募集し、11 月 16 日に選定委員会を開催し、採点による評価を行ってございます。

選定委員会の委員については、地元代表者 2 名と中心市街地活性化有識者 1 名及び市の職員 3 名の計 6 名であります。

なお、採点結果につきましては 7 ページに示してございます。

この結果、JR 九州レンタカー＆パーキング株式会社が選定され、新たな指定管理者として今回指定をお願いするものでございます。

同社の概要につきましては、済みません。3 ページに戻りまして、ここに記載しておりますとおり、本社の所在地が福岡市博多区になります。業務としては貸し自動車業、貸し自転車業、駐車場の経営・管理・運営、JR 駅構内における旅客営業に関する業務等を行う会社になってございます。

3 ページの下段から 6 ページにかけまして、当該指定管理候補者が示しました事業計画の概要を

掲載してございます。

以上で、議案第36号川内駅西口駐車場等の指定管理者の指定について説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）総合点数で412点と382点ということで30点差かな。ここは結果としてこうなったんだろうと思いますが、ちょっと気になった点は、1番と2番です。市民の安全と平等の利用の確保を図るという部分と、施設の効用を最大限に發揮し、利用者率の向上を図られるとかいうこと。ここで見ると、評価がC社のほうが上です。利用するのは市民の方々なので、総合的には優秀だったんだろうと思うんですけど、そこ辺がどのように判断されてこのような結果になったのかというのを教えてもらいたい。

○都市計画課長（伊東理博）御指摘ありましたとおり、1番目の項目と2番目の項目はC社のほうが高かったということですけども、もともと業務が指定管理者として行っているということで、地元の方の信頼はすごく厚くということで、その点数がここに反映されているものと思います。

ただし、その他の事業計画書とかの内容については、JR九州レンタカー、駐車場の管理運営業務を今までやっているということもありまして、今までのノウハウが事業計画にあらわれまして、そちらのほうが点数が高くなつたというふうに理解しております。

○委員（川添公貴）認める認めないは別にして、採点の中で市民に直結した部分が1、2だろうと思うんです。仮に、4番目、事業計画になってます。この部分がなかったとしたら、どっちが採用されたと思います。

○都市計画課長（伊東理博）4番目の事業の収支計画のところです。点数だけで見ますと逆転するのかなとは思います。

○委員（川添公貴）契約されたところが大きな会社で、営業実績もある等々を判断されたと思うんですが、1項目で全てがひっくり返ってしまうのは、やはりちょっときちっともう一回中身を精査されたほうが、私はよかつたような気もします。

というのは、この収支計画が例えば仮にC社の方がしっかりととしてなかつたんだよねというのに

捉えられかねないし、結果的にここが92点と40点です。おむね50点差があるんで、その部分をC社に対して指導何なりをしたときに、同等に点数が1番、2番が高いですから。そういうことも考えられなかつたのかなと、ふと思ったもんですからお聞きしましたけど、総合的に判断して、結果としてこれがよかつたんだろうとは思うんですけど、この点数の中身から判断すると、今後、そこの部分に対しても、もし本日議決されたとするならば、指導をしっかりとしていっていただければありがたいのかなと思うところでした。

というのが、バランスよく一つずつ差があつたんならばいいんですけど、極端に1カ所でもうパンと入れかわってしまうような状況なので、ぜひそこを判断されて、指導していただきて、より市民に寄り添つた形にしていただけるように、これはお願いをしておきます。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第57号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一）次に、審査を一時中止してありました議案第57号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○都市計画課長（伊東理博）議案第57号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、歳出について、都市計画課分について御説明申し上げます。

予算書予算に関する説明書（第7回補正）の

39ページをお開きください。

8款5項1目都市計画総務費の説明欄をごらんください。事項、都市計画総務費は、人事院勧告に基づく給与費の増額であります。

なお、歳入についての補正はありません。

以上で、議案第57号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、都市計画課分について説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、議案第57号に係る審査を一時中止します。

---

△議案第39号 平成30年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福元光一）次に、審査を一時中止してありました議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

部長に概要説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）それでは、都市計画課になりますが、一番大きいところでは、川内川市街部改修の引堤工事にあわせました都市計画道路中郷五代線の整備に係る経費を計上してあります。いよいよ佳境に入ってまいりまして、既に用地については全て買収が完了しております、あとは工事のみとなっております。

それから、昨年9月議会で補正をしていただきました川内駅東口のアクセス道路ということで、横馬場田崎線の整備について、今後、都市計画決定の作業に入っていくための経費等を予算措置させていただいております。

詳しくは課長のほうから説明がありますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（福元光一）次に、当局に補足説明を求めます。

○都市計画課長（伊東理博）議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算に係る予算について御説明申し上げます。

初めに歳出について御説明いたします。

内容につきましては、別冊の平成30年度薩摩川内市各会計予算調書で説明いたしますので、予

算調書の215ページをお開きください。

8款5項1目都市計画総務費、事項、都市計画総務費は、都市計画事業及び職員給に係る経費で、業費は8,809万3,000円でございます。

経費の主な内容は、都市計画関係の一般職8人の職員給与費等のほか、立地適正化計画策定の経費及び公共施設等への誘導・案内のための公共サイン設置等工事が、主なものでございます。

次に、同じページの下の部分でございますが、同じく1目、事項、川内駅周辺地区駐車場管理費は、川内駅西口駐車場等の管理に係る経費であり、事業費は100万円で、管理に伴う修繕料が主なものでございます。

続きまして、216ページをごらんください。

同じく1目、事項、屋外広告物管理費は、県からの権限移譲に伴う屋外広告物に係る経費であり、事業費は240万7,000円でございます。建築士業務嘱託員一人分の報酬が主なものでございます。

次に、同じページの下の部分でございますが、同じく1目、事項、景観推進費は、景観提案制度等の運用及び景観形成活動への支援・啓発など、景観形成の推進に係る経費であり、事業費は120万4,000円で、景観審議会に係る経費のほか、地区コミュニティ協議会が実施する景観重要資産等の整備及び維持管理事業に対する景観整備事業補助金が主なものでございます。

次に、217ページをお開きください。

8款5項2目街路費、事項、中郷五代線整備事業費は、交通量の分散化と市街地における安全性の確保を図るため、大小路地区引堤事業と一体整備する、都市計画道路中郷五代線整備事業に係る経費であり、事業費は1億5,800万円でございます。

経費の内容は、平成26年度から着手しております中郷五代線の道路築造に係る費用であり、継続費を設定して、肥薩おれんじ鉄道へ委託して進めております立体交差部の工事委託のほか、国土交通省九州地方整備局への付替道路受託合併工事負担金が主なものでございます。

同じく8款5項2目、事項、川内駅東口アクセス道路整備事業費は、川内駅東口への交通アクセス及び中心市街地における交通渋滞の緩和並びに交通の分散化を図ることを目的に道路整備を推進

するものです。

平成30年度は都市計画決定のための法定図書作成等に係る経費を計上してございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、前に戻っていただきまして、60ページをお開きください。

都市計画課に係る歳入予算の、主なものを御説明いたします。

14款2項手数料6目土木手数料、予算額160万円は、鹿児島県屋外広告物に関する許可手数料でございます。

次に、15款2項国庫補助金6目土木費補助金について、予算額6,000万円は、都市計画事業費補助金で、中郷五代線整備事業の受託合併工事負担金に係る、社会資本整備総合交付金とコンパクトシティー形成に向けた立地適正化計画策定に伴う補助金で補助率は50%でございます。

次に16款3項県委託金6目土木費委託金については、屋外広告物等に伴う権限移譲事務委託金でございます。

次に21款5項4目雑入について、予算額1,600万円は、市営駐車場使用料が委託料制から利用料金制に移行したことに伴う、施設納付金としての収入でございます。

次に、債務負担行為について御説明いたしますので、予算書予算に関する説明書の9ページをお開きください。

債務負担行為の都市計画課分は、下から4番目、事項は立地適正化計画策定業務委託で、設定期間は平成31年度、限度額は1,000万円でございます。

先ほど、歳出の、事項、都市計画総務費でも説明いたしましたが、コンパクトシティー形成に向け、立地適正化計画を今後2カ年度にかけて策定するための業務委託に係る後年度分の事業費について、地方自治法第214条の規定に基づき、債務を負担する行為として設定するものです。

以上で、議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算の都市計画課分の説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、議案第39号に係る審査を一時中止します。

#### △所管事務調査について

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○都市計画課長（伊東理博）今回、所管事務報告はございません。

○委員長（福元光一）これより、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。  
以上で、都市計画課を終わります。

#### △区画整理課の審査

○委員長（福元光一）次は、区画整理課の審査に入ります。

△議案第61号 平成29年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算

○委員長（福元光一）まず、議案第61号平成29年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畠 榮）議案第61号平成29年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

まず、歳出のほうから御説明申し上げますので、予算書予算に関する説明書（第7回補正）の92ページをお開きください。

1款1項1目土地区画整理事業費において12万2,000円の増額補正をお願いしております。備考欄をごらんください。

第7回補正予算については、議案第54号の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う補正額を計上しております。当課の関係分として、給料、職員手当等の外、共済費を計上しております。

次に歳入について御説明しますので、前に戻つていただき91ページをお開きください。

5款1項1目一般会計繰入金12万2,000円の増額補正については、財源調整に

より増額するものであります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めるに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第62号 平成29年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補正予算

○委員長（福元光一）次に、議案第62号平成29年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畠 淳）議案第62号平成29年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

まず、歳出のほうから御説明申し上げますので、予算書予算に関する説明書の102ページをお開きください。

1款1項1目土地区画整理事業費において111万円の増額補正をお願いしております。説明欄をごらんください。

第7回補正予算については、議案第54号の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う補正額を計上しております。当課の関係分として、給料、職員手当等の外、共済費を計上しております。

次に歳入について御説明しますので、前に戻つていただき101ページをお開きください。

5款1項1目一般会計繰入金11万円の増額補正については、財源調整により増額するものであ

ります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めるに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第57号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一）次に、審査を一時中止してありました議案第57号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畠 淳）議案第57号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、区画整理課に係る一般会計補正予算の歳出について、御説明申し上げますので、予算に関する説明書の39ページをお開きください。

8款5項3目土地区画整理事業費であります。説明欄をごらんください。

天辰第一地区、天辰第二地区土地区画整理事業特別会計の補正について、一般会計から繰出金を、天辰第一地区につきましては12万2,000円、天辰第二地区につきましては11万円を、それぞれ増額するものであります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。ここで、議案第57号に係る審査を一時中止し

ます。

次に、平成30年度予算の審査に入りますが、まず、部長に概要説明を求めます。

○建設部長（泊 正人） 区画整理課の概要につきましては、天辰第一地区が終盤に差しかかり、天辰第二地区がいよいよ工事着手となってまいります。天辰第二地区につきましては、川内川の引堤事業にあわせて区画整理を展開してまいりますが、先ごろ国との河川公共施設管理者負担金の協定締結も終わりまして、いよいよ現場のほうで建物移転補償の交渉なり、そういう動きが出てくるものと思います。

詳しいことにつきましては、課長のほうから説明がありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

---

△議案第46号 平成30年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計予算

○委員長（福元光一） それでは、議案第46号平成30年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔） 議案第46号平成30年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算内容につきましては、歳出のほうから御説明申し上げますので、予算調書の301ページをお開きください。

1款1項1目土地区画整理事業費は、天辰第一地区土地区画整理事業に係る経費として3億9,914万8,000円を計上しております。

経費の主な内容は、土地区画整理審議会委員、評価員の報酬、一般職3人分の給与費のほか、出来形確認測量業務委託等、道路築造及び整地工事等、職員厚生会負担金、工作物等移転補償費を計上しております。

次に、同じく301ページの下の欄をごらんください。

2款1項1目長期債償還元金は、天辰第一地区土地区画整理事業で借り入れた長期債の償還元金として2億181万4,000円を計上しております。

次に302ページをお開きください。

2款1項2目長期債償還利子は、天辰第一地区

土地区画整理事業で借り入れた長期債の償還利子として2,041万8,000円を計上しております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

予算調書の300ページをお開きください。

1番目の、1款1項1目事業収入1億2,000万円は、保留地処分収入を計上しております。本年度は22ブロックに予定しておりますスマートタウンのモデル街区用地として、約6,900万円の収入と一般保留地処分金を計上しています。

2番目の3款1項1目国庫補助金1億880万円は、土地区画整理事業費補助金であります。事業に充当される補助率は55%となっております。

3番目の4款1項1目県補助金636万3,000円は、土地区画整理事業補助金で、県管理道路整備に対する補助金を計上しています。

4番目の5款1項1目一般会計繰入金3億1,529万7,000円は、国庫補助金及び市債の充当額を除いた天辰第一地区土地区画整理事業費並びに長期債の償還元金及び利子に充当する一般会計からの繰入金であります。

5番目の8款1項1目土地区画整理事業債7,090万円は、国庫補助事業に係る合併特例債であり、充当率は95%であります。

6番目の9款1項1目土木使用料2万円は、電柱等の道路占用に伴う行政財産使用料として収入するものであります。

次に地方債について御説明いたします。

予算書予算に関する説明書の280ページをお開きください。

第2表地方債では、当該土地区画整理事業に伴い、合併特例事業債を借り入れることから、地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法について表に記載のとおり定めようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴） ちょっと済みません。教えてもらいたいんですけど、この予算調書でお聞きしたいと思うんですが、歳入のところで一般会計繰入金の中の長期債償還利子の部分があります。

2,041万8,000円、元金償還については2億181万4,000円で、これが計上してあって、この調書の説明書の中の歳出の中で——ごめんなさい。だけあつたろかいと思って聞こうかと思ったら、裏に書いてあった。申しわけなかつたです。見過ごしておりました。だけ計上してあつたろかいと思って、一生懸命見しけかたやつた。ごめんなさいね。

○委員長（福元光一）よろしいですか。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めるに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第47号 平成30年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計予算

○委員長（福元光一）次に、議案第47号平成30年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畠 稔）議案第47号平成30年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算内容につきましては、歳出の方から御説明いたしますので、予算調書の304ページをお開きください。

1款1項1目土地区画整理事業費は、天辰第二地区土地区画整理事業に係る経費として6億3,363万円を計上しております。

経費の主な内容は、土地区画整理事業審議会委員、評価員の報酬、建物等補償業務嘱託員、一般職2人分の給与費のほか、建物調査業務委託等、換

地先整備工事等、職員厚生会負担金、建物等移転補償費を計上しております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

予算調書の303ページをお開きください。

1番目の2款1項1目負担金2億7,400万円は、一級河川、川内川の市街部改修工事に伴う負担金として、川内川公共施設管理者負担金を計上しています。

2番目の3款1項1目国庫補助金1億1,000万円は、土地区画整理事業費補助金であります。事業に充当される補助率は55%となっております。

3番目の4款1項1目県補助金514万9,000円は、土地区画整理事業費補助金で、県管理道路整備に対する補助金を計上しています。

4番目の5款1項1目一般会計繰入金1億6,388万1,000円は、国庫補助金の充当額を除いた天辰第二地区土地区画整理事業費に充当する一般会計からの繰入金であります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）予算が計上されまして、建物移転補償とか換地先整備工事が始まるんですけども、実際に交渉を行われて、第二工区で工事に着工するというの、大体めどとして、いつぐらいか。

○区画整理課長（川畠 稔）本年度の計画としました。現在、3月中に仮換地指定を打つということで、地権者の方たちと協議をしておるところでございます。

本格的に農地の表土等を剥ぎまして、まず、第一地区との段差、盛土部分の造成工事に一部入っていこうというような計画をしております。

時期につきましては、説明会等を含め、7月以降には現地に入れると思います。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めるに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第39号 平成30年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福元光一）次に、審査を一時中止してありました議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畠 稔）議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算のうち区画整理課に係る一般会計予算の歳出について説明しますので、予算調書の218ページをお開きください。

8款5項3目土地区画整理総務費は、天辰第一地区及び天辰第二地区土地区画整理事業特別会計への繰出等に係る経費として4億7,943万4,000円を計上しております。

経費の主な内容は、まちづくり情報交流協議会会費、街づくり区画整理協会年会費、並びに九州ブロック都市再生整備計画事業研究会負担金ほか、天辰第一地区、天辰第二地区土地区画整理事業特別会計繰出金を計上しております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

予算調書の61ページをお開きください。

14款2項6目土木手数料1万5,000円は、各種証明書の手数料として計上しております。

次の16款3項6目県委託金2万円は権限移譲事務委託金として収入するものです。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。ここで、議案第39号に係る審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○区画整理課長（川畠 稔）それでは、平成30年度の事業計画について、図面にて説明させていただきます。よろしいでしょうか。

○委員長（福元光一）はい。

[区画整理課長が前方の図面に移動]

○区画整理課長（川畠 稔）それでは、天辰第一地区並びに天辰第二地区の平成30年度の計画を説明させていただきたいと思います。

まず、天辰第一地区につきましては、第二地区的段差の周辺の造成工事が昨年度から残っていたわけですけども、天辰第二地区の建物移転補償をしまして、その後、坊ノ下通線、この辺の道路の整備を進めていくということと、あと、八反田地区のこの周辺の農地と舗装がまだ完全に済んでいませんので、そこの整備も進めていきたいというふうに思っております。

あと、笹脇墓地につきましては、3月29日に国際交流センターで最終的な考え方を墓地管理組合の皆さんと協議をしていただきまして、現況案にするか、一部整理をするかということで、方向性を決めさせていただくというふうになっております。

そこで、本年度の委託につきましては、笹脇墓地の調査委託、それと設計等も含めて計画をさせていただいているところでございます。

それから、昨年度、この周辺約14ヘクタールなんですけども、もう整備が済んでおりますので、出来形確定測量を行っております。

それで、こしこしは残りの分を、また随時、出来形の調査しようということで計画をしております。

天辰第一地区につきましては、基本的にはそういう形で進めさせていただきたいと思っております。

第二地区につきましては、現在、3月中に仮換地を指定しようということで、関係者の方々と仮換地の先等の協議をしまして、ほぼ協議も整いまして、今月の27日、28日に審議会を開きまして、仮換地の指定を打っていくというような形で進めさせていただいているところでございます。

まず、この周辺に文化財が結構あります、文

化財の発掘調査を本年度は並行に進めていくということで、人件費とリース料を含めて約2,300万円程度の調査費を予算計上させていただいているところでございます。

それが、このピンクのところなんですが、大体、この周辺を整備していくということでございます。

それから、建物につきましては、河川公共施設管理者負担金の関係で6年間のうちに補償しながら整備を進めていくということで、河川事務所と現在協議をしておりまして、本年度につきましては第一地区との境の県道沿いの建物を中心に補償していくということで、現在の段階では15戸の34棟を本年度の予算に計上させていただきます。

それにつきましては、そのうちの7戸はちょうど第一地区との段差のところの上のほうに家があるんですけども、その分の建物の補償をするということと、あと平成29年度の繰り越し予算が約1億円あります。それも含めて補償しながら進めていくということでございます。

先ほど話がありました造成につきましても、このちょうど墓地の周辺なんですけども、この辺の農地がほとんどあるところなんですけど、ここにつきましては、文化財、昨年調査しまして、特に問題はないということで、本年度から農地につきましてはもう農地補償をしまして、農業補償をしまして、基本的には表土を剥ぎながら、随時盛り土をしていくというような形で考えております。

それから、国との協議の中で、この現在の県道はどういうふうにするのかという話で、現在、国と協議しまして、この堤防沿いに仮設道路をつくるということで、堤防沿いに仮設道路をつくりまして、中のほうを随時整備していくというような形で協議をさせていただいているところでございます。

工事等につきましても、先ほど説明しましたように、できれば早目に工事しないといけないなということで、地元説明会を開きながら、今後の事業計画についても説明をしていくというような形でございます。

ちなみに、昨年のこの調査の出来形面積の調査なんんですけども、誤差はさほどなくて、1平米以内ということで、こここの57ブロックにつきましては、なぜか0.01ミリの1平米の誤差で非常に制度が上がったということで、私たちもひょっ

としたら相当誤差があるんじゃないかなと心配してたんですが、大きくて3平米程度、4平米ということで、ほとんど誤差の範囲内に入っています。

一応、平成30年度はこういうふうな形で進めていく予定でございます。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたら、これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、区画整理課を終わります。

ここで委員の方にお諮りいたします。入来区画整理推進室まで本日はやりたいと思いますが、よろしいでしょうか。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

#### △入来区画整理推進室の審査

○委員長（福元光一）次は、入来区画整理推進室の審査に入ります。

#### △議案第63号 平成29年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算

○委員長（福元光一）それでは、議案第63号平成29年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（引地明吉）議案第63号平成29年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算つきまして御説明申し上げます。

補正予算の内容につきまして、歳出の方から説明いたしますので予算に関する説明書の112ページをお開きください。

1款1項1目土地区画整理事業費におきまして17万2,000円を増額するものであります。

これにつきましては、国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、本市の給与に関する条例等の一部改正にあわせて、人件費を補正要求するものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、前のページをごらんください。

4款1項1目一般会計繰入金17万2,000円の増額は、職員給与改定経費に伴います財源調整であります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第57号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一）次に、審査を一時中止してありました議案第57号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（引地明吉）議案第57号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち入来区画整理推進室に係ります一般会計予算の歳出につきまして、御説明申し上げます。

予算に関する説明書の39ページをお開きください。

8款5項3目土地区画整理費におきまして、入来区画整理推進室分としまして、右側の説明欄をごらんください。17万2,000円の増額をお願いしております。これにつきましては、給与改定経費に伴い財源を調整したものであります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、議案第57号に係る審査を一時中止します。

次に、平成30年度予算の審査に入りますが、まず、部長に概要説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）入来区画整理推進室になります。

事業のほうもほぼ終わりのほうに近づいてまいりましたが、地区界とのすり合わせ等に、どうしても事業をもう少し展開をしていかないといけないということで、地区界、地区外等の建物等の調査等が今後必要になってまいります。本年度はそういういたところの整備の手法についても事業展開をしていこうとしてございます。

詳細につきまして、室長のほうからございますので、よろしくお願ひいたします。

---

△議案第48号 平成30年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計予算

○委員長（福元光一）それでは、議案第48号平成30年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（引地明吉）議案第48号平成30年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

まず、歳出のほうから説明いたしますので予算調書の306ページをお開きください。

1款1項1目入来温泉場地区土地区画整理事業費は、同事業に係ります経費3億8,028万1,000円であります。

経費の主な内容は、一般職員3名の給与、嘱託員1名、建物等調査業務委託費、道路築造工事費、建物等移転補償費等であります。

次に下段をごらんください。

2款1項1目長期債償還元金は、入来温泉場地区土地区画整理事業に係ります過去に借り入れました長期債の償還元金であります。

次のページをお開きください。

2款1項2目長期債償還利子は、入来温泉場地区土地区画整理事業に係ります過去に借り入れました長期債の償還利子であります。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、

前に戻りまして予算調書の305ページをお開きください。

上から順に1款1項1目事業収入500万円は、事業の進捗に伴い売却可能となる保留地の処分収入の見込み額であります。

3款1項1目国庫補助金1億1,220万円は社会資本整備総合交付金であります。

4款1項1目他会計繰入金2億5,851万7,000円は一般会計からの繰入金であります。

7款1項1目市債8,710万円は合併特例事業債であり、いずれも事業の執行に伴い収入されるものであります。

次の、8款1項1目使用料は、行政財産使用料であります。

次に地方債につきまして説明いたしますので、予算書予算に関する説明書の319ページをお開きください。

第2表地方債では、当該土地区画整理事業に伴い借り入れます地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきまして、表に記載のとおり定めようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めるに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第39号 平成30年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福元光一）次に、審査を一時中止してありました議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（引地明吉）議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算のうち入来区画整理推進室に係ります一般会計予算の歳出につきまして、御説明申し上げます。

予算調書の219ページをお開きください。

8款5項3目土地区画整理総務費2億5,851万7,000円は、入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計に必要な繰出金を計上するものであります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、議案第39号に係る審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（引地明吉）平成30年度の事業実施箇所と全体の事業の進捗につきまして、前のほうで図面で説明したいと思います。よろしいでしょうか。

○委員長（福元光一）はい。よろしくお願ひします。

[入来区画整理推進室長が前方の図面に移動]

○入来区画整理推進室長（引地明吉）それでは、平成30年度の事業実施予定箇所と全体の事業の進捗につきまして、簡潔に説明をいたします。

区域としましては、図に示してございます14ヘクタールの中で事業を実施いたしております。上の部分が北になりますて、ここら辺が旧入来駅があった場所で、この下に富士通がありました。この下、ここら辺が清修館高校があるところでございまして、ここが水道局の温泉施設湯之山館があるところでございます。

事業期間を平成33年度までとしております。

図面の中で黒く表示してありますところは既に事業が完了したところでございまして、全体的に見ますと、区域の北の部分が若干残っているとい

う状況で、これからここを整備をしてまいります。

そして、青で表示してあるところが、これは平成29年度、本年度実施した箇所でございます。

平成30年度につきましては橙色が、これは交付金で実施する箇所でございます。そして、緑色、これが保留地処分収入金で実施する箇所、そして、この黄色の部分が単独で実施する箇所を表示しております。

本年度の交付金では、本通辻原線、ここにメインの道路が入ってくるんですが、ここの関係している建物補償が5戸ほど、この部分の建物補償が5戸ほどです。それと、この本線の終点側の道路築造工事、この部分の道路工事を予定しております。

保留地処分収入金では、この12街区の造成工事を予定しております。単独では黄色で示してございます8街区であったり、12街区であったり、この黄色の部分の造成工事を実施する予定としておりまして、あと造成工事に伴いまして6戸ほど建物補償、これが単独の部分でございます。こちらに飛んでおりますけれども。

全体の事業の進捗としましては、事業費ベースで平成29年度をもって84%執行しております。平成30年度につきましては、今、国に予算要求してございますけれども、これが満額について執行した場合89%ぐらいとなる予定でございます。

建物につきましては、平成29年度で93%の執行率でございまして、平成30年度、これもまた満額ついた場合はほぼ100%に近い状態になるのではないかなと思っております。

あと、先ほど部長が言われましたけれども、1期地区、今の地区を終息するために、2期地区との既設道路と、今回整備します道路との間に、スムーズに5カ所ほど接続する場所があるんですけれども、スムーズに4カ所ほどは接続をいたします。ただ、1カ所は、今回、この整備をします道路と既設の道路との高低差が2メートルから3メートルございまして、こちら辺を周辺の住民の方々が日常生活に支障を来さないようにするために、詳細に測量設計業務を発注する予定でございまして、調査結果によっては取りつけ道路の関係で地区外補償というのが出てくるのではないかなどと考えているところでございます。

全体の進捗状況と来年度の実施箇所の説明をこ

れで終わりたいと思います。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたら、これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、入来区画整理推進室を終わります。

先ほど委員の方にお伺いしましたけど、委員の方々から、きょうやれるところまで行きましょうということですので、どんどん進めていきたいと思います。

#### △建築住宅課の審査

○委員長（福元光一）次は、建築住宅課の審査に入ります。

#### △議案第37号 薩摩川内市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福元光一）それでは、議案第37号薩摩川内市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建築住宅課長（福島和朗）議案第37号薩摩川内市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案綴りのその2、37—1ページをお開きください。

提案理由ですが、勝目一般住宅及び入来町副田にあります立山一般住宅の共同施設である駐車場の管理規定を設けるとともに、民間住宅を借り上げて一般住宅として設置する下東郷上之原第2一般住宅2棟2戸について、所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

次の37—2ページをお願いします。

下から、10行目ですが、第4章に駐車場の管理規定を追加し、第34条第1項に駐車場を使用することができる者を規定しております。

次の37—3ページをお願いします。

一番上、第3項に、駐車場の使用料を、そして、別表第2に勝目一般住宅、立山一般住宅、それぞれ1区画当たり月額800円と定めております。

次、議会資料の8ページのほうをよろしくお願いします。

1の管理規定の設定についてですけれども、勝

目一般住宅及び立山一般住宅の駐車場は、年次的に各住宅の敷地内に整備を進めてまいりましたけれども、このたび、それぞれ 79 区画の整備が終了しましたので、駐車場料金を徴収し、適正な管理を目指すものであります。

参考までに、現在、駐車場料金を徴収している市営住宅を記載しております。1 区画当たりの使用料にはらつきがございますけれども、使用料算定に際しましては、駐車場の土地の評価額及び近隣の民間の駐車場料金を参考に、また、県市合併住宅においては、県の使用料を参考に決定しております。

樋脇町にあります椿第 1 住宅、向湯第 1 住宅につきましては、屋根つき駐車場ということで、加算されております。

次に、2 の今回借上型地域振興住宅として供用開始をします下東郷上之原第 2 一般住宅ですが、所在地は、田海町で、木造平家建て 2 棟 2 戸です。床面積が 66.78 平米で、2LDK になります。

住宅の使用料は、議案のほうに記載しておりますけれども、月額 3 万円になります。

建設場所は、9 ページになりますけれども、地図に記載の、八幡小学校先の赤く塗られたところになります。

改正後の、一般住宅の管理戸数は、団地数が 94 団地、棟数が 178 棟、戸数が 409 戸になります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めるごとに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第 38 号 薩摩川内市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福元光一）次に、議案第 38 号薩摩川内市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建築住宅課長（福島和朗）議案第 38 号薩摩川内市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議会資料の 10 ページをお開きください。

1、改正内容ですが、都市緑地法等の一部を改正する法律の公布により、都市計画法・建築基準法の一部改正に伴い、平成 30 年 4 月 1 日から施行されます。

具体的には、住居系用途地域の田園住居地域が新たに創設され、法の項ずれが生じることから当条例の整備を図ろうとするものでございます。

建築基準法別表 2 —— 真ん中の表ですけども、これまで旧の表で 12 の用途地域と、用途地域の指定のない区域 13 の区域に分かれておりましたが、今回の建築基準法の改正により、新のほうですけれども、（ち）に田園住居地域が追加され、13 の用途地域と、用途地域の指定のない区域の、14 の区域に分かれることになり、以下項ずれが生じております。

この関係で、下の表ですけれども、当条例の別表が表のとおり項が変わることになります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めるごとに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第57号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一）次に、審査を一時中止してありました議案第57号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建築住宅課長（福島和朗）議案第57号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算について御説明いたします。

歳出予算について説明いたします。

平成29年度薩摩川内市各会計予算書予算に関する説明書(第7回補正)の41ページをお開きください。

8款6項1目住宅管理費の1億1,843万7,000円の増額は、一番右側の説明欄で、給料、職員手当等、共済費は、人事院勧告に伴う給与費の補正であります。

また、公営住宅ストック総合改善事業費は、国の補正予算に伴う、社会資本整備総合交付金の補助内示により、平成30年度に予定しておりました、宮下住宅6号棟供用部分改善工事外3工事の工事請負費をお願いするものでございます。

続きまして、歳入予算について、説明いたします。戻っていただきまして10ページをお願いいたします。

15款2項6目土木費補助金4節住宅費補助金の増額は、ストック総合改善事業補助金で、社会資本整備総合交付金の補助内示によるものでございます。

また、繰越明許費について説明させていただきます。

6ページに戻ってください。

8款6項住宅費の公営住宅ストック総合改善事業で、今回補正をお願いしております宮下住宅6号棟供用部分改善工事外3工事全てについて予算執行時期を考慮して繰り越しをお願いするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明が

ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、議案第57号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について、質疑が全て終了しましたので、これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めるに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第39号 平成30年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福元光一）次に、審査を一時中止してありました議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）建築住宅課におきましては、これまで例年どおり市営住宅の修繕改修など、それから既存住宅改修の関係でリフォーム補助ということで本年度もまた例年どおり予算を計上させていただきました。

それから、危険廃屋の解体補助事業も昨年同様の予算措置をさせていただいているところでございます。また、借上型地域振興住宅につきましても、まだ地区は決まっておりませんが、平成30年度も採用、採択をしようということで予算も計上させていただいているところでございます。

詳細につきましては、課長のほうから説明がございます。

○委員長（福元光一）次に、当局に補足説明を求めます。

○建築住宅課長（福島和朗）議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算について説明させていただきます。

まず、歳出予算について、説明させていただき

ます。

平成 30 年度薩摩川内市各会計予算調書の 220 ページをお開きください。

上段の建築指導費は、建築確認業務に係る経費、建築物耐震改修促進、既存住宅改修環境整備及び危険廃屋解体撤去の補助事業に係る経費で、事業費は 1 億 896 万 7,000 円です。

主な経費は、平成 24 年度から実施しております、既存住宅のリフォーム改修に対する既存住宅改修環境整備事業補助金や平成 26 年度から実施しております危険廃屋の解体費用に対する危険廃屋解体撤去促進事業補助金。また、不特定多数の方が利用する、3 階建て以上かつ 5,000 平米以上の大規模建築物の耐震改修を行う場合に補助する特定建築物耐震改修工事補助金、木造住宅耐震改修工事補助金外 1 件等でございます。

続きまして、下段の住宅管理費は、市営住宅の維持管理、補修等に要する経費で、事業費は 4 億 3,987 万 2,000 円です。

主な経費は、市営住宅の 99 名の管理人及び嘱託員 1 名分の報酬、課内職員 21 名分の給料、職員手当、共済費、川内地域及び本土 4 支所分の市営住宅の指定管理料、市営住宅の住宅使用料の悪質滞納者に対して行う明渡し訴訟に関する経費で市営住宅明渡し訴訟委託料等、また、市営住宅の入居前の住宅内部改修工事等の工事請負費、それと、入来地域にあります船越住宅、天貴美住宅、外 2 住宅のテレビ共聴改修工事に伴う負担金などが主な経費でございます。

次の 221 ページをお願いいたします。

上段の公営住宅ストック総合改善事業費は、既存の鉄筋コンクリート造の共同住宅を中心に、より長く使用できるよう、施設の外壁や屋上の防水、階段室周りを中心とした共用部分を改善するための経費でございます。事業費が 2,198 万 8,000 円です。

その内訳は、上川内住宅 2 号棟の共用部分改善工事設計業務委託外 3 件の業務委託料や戸川住宅トイレ水洗化工事が主な事業でございます。

下段の危険住宅移転促進費は、崖地に近接する危険住宅の移転費用を補助するための経費で、事業費が、698 万 7,000 円です。建物除却が 3 件、建物建設が 1 件を予定しております。

続きまして、歳入予算について説明させていた

だきます。

戻っていただきまして、予算調書 62 ページをお願します。

14 款 1 項 6 目使用料中、土木使用料の予算額は 4 億 6,820 万 1,000 円で、その内訳は、市営住宅の使用料が主なものです。

14 款 2 項 6 目手数料中、土木手数料の予算額は 760 万 1,000 円で、その内訳は、建築確認手数料が主なもので、建築確認申請及び完了検査の手数料等になります。

15 款 2 項 6 目国庫補助金中、土木費補助金の予算額は 5,043 万 8,000 円で、該当する市営住宅周辺の民間借家の家賃と、低所得者向けに軽減しております市営住宅家賃の差額分に該当する額の 2 分の 1 を国が補助しますけれども、これが公的賃貸住宅家賃対策調整補助金でございます。

それと、崖地に近接する危険住宅の移転費用を補助します危険住宅移転促進事業補助金です。

次の 63 ページをお願いします。

耐震改修促進事業補助金、ストック総合改善事業補助金が主なものです。

16 款 2 項 6 目県補助金中、土木費補助金の予算額は 1,160 万円で、建築物耐震化促進事業補助金や危険住宅移転促進事業補助金が主なもので、これは県からの補助金になります。

二つ飛びまして、21 款 3 項 1 目貸付金元利収入の予算額は 578 万 1,000 円で、住宅資金貸付金元利収入で、現年分と滞納分になります。

同款 5 項 4 目雑入の予算額は 1,925 万 3,000 円で、市営住宅退去時畠等補修費実費徴収金の現年分と滞納分が主なものでございます。

続きまして、債務負担行為について説明させていただきます。

平成 30 年度薩摩川内市各会計予算書予算に関する説明書の 9 ページをごらんください。

建築住宅課分は、下から 3 段目、借上型地域振興住宅事業になります。

先ほど部長のほうからも説明いただきましたけれども、この借上型地域振興住宅事業は、平成 31 年度から 48 年度までの 18 年間の限度額が 2,887 万 5,000 円で、30 年度に募集する予定の 1 地区 2 戸分の平成 48 年度までの借上料を措置するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（大田黒 博）1点ちょっとお聞きします。教えてください。

今の歳入のところで、国庫補助金で危険住宅移転促進費か、危険住宅となった場合に、ここに対して補助しますよ、その何分の1かを国が負担しますということですね。危険性があつて、なおりましょうということで、その地域になおる。で、イエローゾーンとかいろいろあると聞きましたけれども、この見直しというのは、どのぐらいで1回されるんですか。何も危険性がないのに、昔の地域のそういうものを見ながらこういう枠が設定されて、見直しをされないと困るなというところがあると思うんですが、その辺の見直しは3年に1回なのか5年に1回なのか、どのくらいの間隔でされるのか。

○建築住宅課長（福島和朗）まず、この崖地近接の分は、高さが2メーター以上の崖に該当するところで移転を希望する方については補助をしておりました。

最近、その今言われましたレッドゾーンというのは県の調整がずっと順次県内行われております、薩摩川内市も、当初島のほうが優先的にされましたけれども、今はどんどん本土地域も調査が進んでおりまして、レッドゾーンに係るところは、これまで対象じゃなかったんですけども、その分も危険であるということで、この補助事業に該当させましょうということで、レッドゾーンの区域から外の安全なところに移転するのに補助を出しましょうということでございます。

調査につきまして、まだ市内全域は済んでおりませんけれども。

○建設部長（泊 正人）今の大田黒委員の言われた一旦県がレッド、イエローを指定して、地元の方々が、もう全然危くないのにという思いの中で、それを取り消す、そういった見直しはないかということなんですが、これは県が主体でやって、防災安全課と建設維持課も一緒に回るんですけども、航空写真とか地形図を見た上で、そういう溪流であるとか山の傾斜、そういったもので判断をしていますので、一旦しますと、砂防ダムをつくるとか、あるいは山をもう廃

土をするとか、そういうハードなことをやらない限りは、今のところ、幾ら地元の方が危くないじやないかと言っても、見直しとかいうことはないと思います。

で、指定をするときに地区民の方にも説明会に来てくださいというのを全部出すんですけど、周知の仕方も悪いのかもしれないし、意識がそこまでないのかもしれませんけど、知らないうちにそういう地区になってしまって、要は、地価も下がったとか、そういう苦情なんかもあるんですけど、県としては、コンサルを使いながら、肃々とそういう地区を進めておりまして、今もおっしゃるように、何年かおきに見直すというところは今のところないです。ただ、そういう声があるということは、また届けないといけないと思います。

確かに住民の方から、いざ家を建てようしたら、建築許可のところで、おたくのところはイエローゾーンですって、そういうことは知らんかったとかというのが水引あたりでもあって、かなりお叱りを受けたところもあります。確かにそこにも、そういう説明会があるということは文書で出しているんですけども、相手さんに言わせれば、そんな重要なこととは知りませんよというような返ってきて、その辺非常に温度差があるというのが実情です。

○委員（大田黒 博）わかりました。やっぱりトラブルのもとなのかなと思ったりもしておりますし、実際私もそういうのに直面して、ここはいかなったなと思いながら、ずっとそのまま、親子げんかをしながらずっと延びているんです。どこにつくろうかと、その補償費ももらいたいし、だからどこに建てたらいいのか、イエローゾーンだとダメだということになれば、また考えないかなと思いながら苦慮しているところでした。ありがとうございました。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

以上で、議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算のうち、本委員会付託分について、質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めるに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○建築住宅課長（福島和朗）委員会資料の1ページをお願いします。

木造住宅耐震診断・耐震改修工事補助金について説明させていただきます。

この補助金は、平成21年度から立ち上げておりますが、今回、補助内容を一部変更しましたので、その部分を御説明させていただきます。

(2)の耐震改修工事の補助金ですけれども、これはこれまで補助率が90%、限度額が30万円としておりましたけれども、国の新たな補助制度の創設に伴いまして、補助率を80%、限度額を100万円に変更いたしました。

また、平成30年度は、耐震診断を5棟分、耐震改修工事を5棟分予算計上をお願いしているところでございます。

(4)の実績を見させていただきますとお分かりのとおり、これまで改修工事の申請が少ないので現状でございます。

今回、限度額を100万円に引き上げましたので、幾らか申請が出てくるのではないかというふうに考えております。

次に、2ページをお願いします。

市営住宅指定管理者運営評価について報告させていただきます。

現在、川内地域及び本土4地域の市営住宅につきまして、指定管理者に業務委託をしているところであります。指定管理者制度導入施設の評価マニュアルというのがあるんですけども、これに従いまして、今回、運営評価委員会を実施しました。

まず、川内地域ですけれども、指定管理者は平野商事株式会社で、指定期間が平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間でございます。

評価委員会は、去る平成30年2月6日、川内文化ホールにおいて開催をしております。評価委員は、市営住宅の入居者や地区コミッショナリの代表者の方、学識経験者として建築士会の方、市の職員など10名で構成され、評価をしていただきました。

3ページをお願いします。

評価項目は、1、施設の運営は、市民の安全と平等利用が確保されているか。2、施設の効用を最大限に發揮し、利用者のサービスの向上が図られているか。3、事業計画に基づく管理を適正かつ確実に実施するための目的、人的能力を生かし、管理を安定して行っているか。4、施設の管理経費の縮減が図られているか。5、その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項を達成しているかの5項目につきまして、1,000点満点で評価をいただきました。

表の一番右下、平野商事株式会社様は707点でございました。

4ページをお願いします。

採点結果表ですけれども、合計707点で、おおむね適正であると認められました。

委員からの意見といたしまして、電話や窓口等を土曜、日曜、祝祭日も対応しており、営業日数の拡充が図られ、市民サービスの向上につながっている。

また、入居者からの要望、苦情処理等には、迅速な対応を求める声もありました。

5ページをお願いします。

続きまして、本土4地域ですが、指定管理者が株式会社橋口組で、指定期間が平成28年4月1日から、平成31年3月31日までの3年間でございます。開催日、評価委員は同じでございます。

6ページをお願いします。

一番右下、株式会社橋口組様は711点でした。

7ページでございますけれども、採点結果表、合計711点で、おおむね適正であると認められました。

委員からの意見につきましては、平野商事様と

ほぼ同様でございます。

この結果を、平成31年4月から、次期指定管理に向けて、また参考にさせていただきたいと思います。

以上で、報告を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、建築住宅課を終わります。

ここで休憩します。

～～～～～～～～～

午後2時54分休憩

～～～～～～～～～

午後2時55分開議

～～～～～～～～～

○委員長（福元光一）それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

△委員会報告書の取り扱い

○委員長（福元光一）以上で、日程の全てを終わりました。委員会の報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただきたいと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議ありませんので、そのように取り扱います。

---

△閉会中の委員派遣の取り扱い

○委員長（福元光一）それでは、閉会中の委員派遣の取り扱いについてお諮りいたします。

閉会中の5月に行政観察を実施したいと思いますが、観察先との調整が必要となりますので、委員派遣の手続は、正副委員長に一任いただきたいと思います。については、そのように取り扱うことでの御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

---

△閉　　会

○委員長（福元光一）以上で、建設水道委員会を閉会いたします。



薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会建設水道委員会  
委員長 福元光一